

平成29年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成29年6月14日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 神谷利盛議員 (1) 「平成29年度 主要事業」について  
(2) 「高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について
2. 幸前信雄議員 (1) 公共施設の取り壊しに関する費用について  
(2) 保育園の待機児童対策について  
(3) 放課後学校開放事業と児童センター開放事業について
3. 小嶋克文議員 (1) 教育行政について
4. 内藤とし子議員 (1) 教育行政について  
(2) 公共施設あり方計画について  
(3) 平和行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩  
副市 長 神谷坂敏

教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐 島 啓 一
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まなびグループリーダー兼総務部グループリーダー	磯 村 和 志
こ ども 未 来 部 長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
上下水道グループ主幹	清 水 洋 己
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
-------------	---------

主 査 加 藤 定  
主 査 内 藤 修 平

## 議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 一般質問を行います。

2番、神谷利盛議員。一つ、平成29年度主要事業について。一つ、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。以上、2問についての質問を許します。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） おはようございます。2番議員の神谷利盛です。

議長の許可をいただきましたので、一つ、平成29年度主要事業について。一つ、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

では始めます。

初めに、戸籍住民基本台帳事務事業について質問させていただきます。

住民票等各種証明書の交付について、平成31年3月までにコンビニ交付10%を目標とされています。コンビニ交付を実施した場合、交付費用の削減効果を試算されているかどうか質問させていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 試算につきましては、削減効果に係る指標を証明書1枚当たりの経費として行いました。その結果といたしましては、現在、市の窓口において主に証明書の受け付け、発行業務を担っている高浜市総合サービス株式会社の平成28年度の委託料、こちらは延べ6人の委託人員で年間2,248万200円と、それから平成28年度における年間証明書発行件数4万

6,010枚から換算してみますと、証明書1枚当たりの経費が489円となりました。

また、コンビニ交付の場合なんですけれども、平成28年度の証明書発行枚数をコンビニ交付の年間経費となる負担金121万9,000円と発行枚数に応じて支払うコンビニの手数料1件につき115円から換算しますと、コンビニの利用率が仮に50%の場合、証明書1枚当たりの経費は180円、またコンビニの利用率が10%の場合442円と、コンビニでの利用率で証明書1枚当たりの経費は180円から442円と大きく開きがあります。

それから、コンビニ交付の利用率が高くなるほどその削減効果が大きくなるということがわかりました。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

コンビニでの交付が目標としている10%に達成できた場合、役所としては発行に係る事務工数がその分減るはずですが、その分人件費の削減を行いますか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 先ほどの試算結果からなんですけれども、コンビニの利用率が10%の場合、証明書1枚当たりの経費が442円。それから現在の委託の489円、その差額が47円ということで、その削減効果が少なくすぐさま人件費の削減につなげることはできません。

しかしながら、若干ですが経費的にもそれから事務的にも削減効果はあること、また、コンビニの利用率が高くなればその削減効果は大きくなることから、まず私どもマイナンバーカードの普及に努めコンビニ交付の利便性によるサービス向上を図るとともに、窓口において主に証明書の受け付け発行業務を担っています高浜市総合サービス株式会社における証明書発行窓口業務の委託内容を見直していく考えをしております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、具体的にどのような見直しを考えていますか。また、今後のコスト削減をどのように考えているのかお知らせください。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） コンビニ交付の実施に伴うコスト削減をどういうふうに考えているかという御質問かと思えます。

先ほど28年度からの試算で申し上げましたように、コンビニ交付の経費が高浜市総合サービス株式会社の委託料に対して一人工相当に当たります35%、枚数で申しますと約1万3,000枚に達した折には、高浜市総合サービスからの人員1名の削減を行う考えでおります。

なお、一人工の人員削減効果に至るまでの間におきましても、窓口業務委託における高浜市総合サービスの人員配置の見直しによりまして、委託料に係る総人件費の削減とあわせまして、法

定として窓口業務による委託ができる業務範囲を拡大することで、職員の時間外の削減等を図っていききたいというふうに考えております。また、コンビニ交付サービスを開始することで、現在行っております土日開庁の見直しというものを視野にして、高浜市総合サービス株式会社の委託料の削減を検討するなど、常にコスト意識を持って対応していききたいという考えを持っておりません。

いずれにしても、コンビニ交付にはマイナンバーカードが必須でございまして、窓口業務のコスト削減にもマイナンバーカードの普及がそのかなめであるというふうに考えておりますことから、今後もマイナンバーカードの普及に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

では引き続き、市税等徴収事業について伺います。

平成29年3月の予算特別委員会で、滞納繰越額の徴収率を前年比1.1%ふやすという市税全体についての説明がありましたが、国税OBを雇用する経費以上の税金を回収するなど、個別の目標を設定する考えはありませんか。また、目標を明らかにすることで、当局のみならず雇用された国税OBのモチベーションの向上にも効果があると考えますが、目標値を明確にする考えはないかどうかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） お答えいたします。

国税OBの雇用は、税金の徴収困難案件に対し、滞納整理機構に依存することなく徴収できるようにすることが目的でございまして、そのため国税OBを採用し、収納担当職員全員のスキルアップを図り、収納担当者全員に法的知識、運用方法を御指導いただきまして全員が徴収に取り組めることを目的としてございます。

平成29年度当初予算では、御指摘のとおり国税OBに係る事業費相当分の歳入をふやしまして、最低限投資額を回収する内容となっておりますが、今回の事業に対する期待値といたしましては、平成30年度を目標年次といたします高浜市債権管理及び収納計画にて設定した徴収率を達成するため、国税OBの方には1,500万円程度、国税OBの雇用による市職員のスキルアップ効果により500万円程度は歳入増を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、この内容につきましては、同計画の中で明示してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

では引き続き、水道事業会計拠出金（給水車整備事業拠出金）でありますけれど、これについ

て質問させていただきます。

この給水車の日常点検、定期点検を実施いただくことは当然ですけれども、ふだん使用してないといざというときに使用できないということは実はよくある話です。いざ事が起こった際にはできるだけ多くの方が操作できるように、日ごろから訓練しておくことが重要と思いますが、現在検討されていることがあればお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 現在、給水車は平成30年2月納車の予定で準備を進めております。給水車は災害や配水事故などによる断水時において、速やかに飲料水を運搬供給するために配備するものであり、いつ何どきそのような事態が発生するかがわからないため、日常の点検は欠かせないことだと十分認識をしておりますので、納車された後は、例えば日常の維持管理として、月ごとに点検日を定めるなどしっかり維持管理をしていきます。また、給水車を配備した際には、総合防災訓練において応急給水の訓練や、西三河水道事務所管内で実施している広域調整池等での応急給水訓練の参加を予定しております。

なお、給水車の配備にあわせて設備の取り扱い操作マニュアルの整備や危機管理マニュアルの改正などを行い、災害や配水事故に備えた準備を進めてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。しっかり対応いただきたいとお願いしておきます。

では次に、産業経済活性化事業（企業再投資促進補助）についてお伺いします。

この件、ことしは何件に対し幾らの補助金を出す目標、また予定なんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 本年度におきます企業再投資促進補助金の交付の目標、予定についての御質問でございますが、まず本制度の申請には、企業が再投資を計画する段階で申請をする認定申請、それと企業が再投資を実施した後に申請をする交付申請の2種類がございます。

なお、交付申請の時期といたしましては、認定申請により認定された工場が完成いたしまして、その後、創業開始日から1年以内に申請することと定めてございまして、また、愛知県や本市の予算措置の兼ね合いもあり、一般的には認定された年度の翌年度に交付が可能となっております。

このことから、本年度は昨年度に認定のほうをいたしました3件の企業の再投資に対して補助金を交付する予定をしております。金額といたしましては1億1,043万6,000円の交付を予定しております。なお、そのうち愛知県より2分の1の補助金の交付を受ける予定でございますので、実質の支出額は5,521万9,000円を予定しております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。前年度に審査された案件に対して、今年度予算化されて提出されるということをご認識しました。

それでは次に、今までの交付実績として平成26年度では1,489万8,000円、平成27年度では1億3,990万1,000円、平成28年度では1,677万円の補助金が交付される予定となっています。年度によって金額に大きな開きがありますが、これらの補助金に対してどのように効果があったと評価されていますか、質問いたします。

○議長（杉浦辰夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 御質問の平成26年度から平成28年度の3年間の補助金の交付に対する効果でございますが、この3年間に5社の企業に総額約1億7,000万円の補助金を交付しております。そのうち愛知県より2分の1の補助金の交付を受けておりますので、実質の支出額は約8,500万円となっております。

この補助金の交付に対する効果といたしましては3つございます。

1つ目は、5社の企業の投資額の合計約35億5,000万円の流出防止が図られたことや、補助金交付時点で約820人の地域雇用の維持拡大が図られたこと。

2つ目といたしましては、補助金交付後約220名の新たな雇用が創出されたこと。

3つ目は、補助金交付後約3,000万円の新たな税収と、今後においても引き続き税収確保が見込まれることが効果でございます。

なお、補助金を交付した企業におきましては、補助金交付後の5年間、愛知県とともにフォローアップと題しまして企業訪問のほうを実施しております。交付した補助金を次なる設備投資、また、新たな雇用につなげていただくよう促しており、本補助金の交付が企業の経営基盤の強化、雇用の維持拡大に大きく貢献されていると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

では、もう少し詳しい話をお伺いします。

平成27年及び平成28年の補助金は具体的にどのような業種の企業、またどのような設備に対して交付されているのかお知らせください。

○議長（杉浦辰夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） まず、平成27年度は3社の企業に対しまして補助金の交付をしております。業種といたしましては、工作機械部品の製造、自動車部品の製造、産業車両部品の製造を営む企業でございます。補助対象となった設備といたしましては、3社のうち2社が新工場の建設、1社は新工場の建設並びに機械設備を取得されており、機械設備といたしましてはコンプレッサーを購入されておられます。

次に、平成28年度は1社の企業に対しまして補助金の交付をいたしております。業種といたし

ましては、自動車部品用の金型の製造を営む企業でございます。補助対象となった設備といたしましては、新工場の建設並びに機械設備を取得されておられまして、機械設備といたしましては三次元加工が可能となる縦型マシニングセンターのほうを購入されておられます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

企業にとって建屋の拡充は、従業員のモチベーションアップにもつながる重要なことです。また、生産設備の増強は、まさに企業収益を確保するためにとっても重要なことです。補助金の交付に対し企業がどれほど利益を上げたか、また、どの程度市に対するリターンが確保できたのか、それらの点を今後も十分に確認していただくようお願いしておきます。

引き続き、次の質問に行きます。地方創生推進交付事業、これはコミュニティ・ビジネス創出支援業務委託費について質問させていただきます。

まち・ひと・しごとの創出好環境をつくり出す必要があり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む環境を確立する。その方法の一つとして、県立高浜高校の生徒を中心に地域組織、企業、団体が連携し、地域の資源を活用したビジネスの創出にチャレンジする。そのための一つの手段として、平成31年3月を目標としてオリジナルたい焼き型の製造を行って、6型の受注を目指すことと挙げられています。

手始めにトライするという点では理解できなくもないんですが、この先の目指すべき到達点がよくわかりません。今の高校生が卒業してしまえば終わってしまう事業なんですか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） S B Pはソーシャル・ビジネス・プロジェクトの略で、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していこうというものでございます。具体的には、高校生が地域資源、人やモノ、自然、歴史、名所旧跡、産業などと交流し、見直し、活用してまちづくりやビジネスを提案していく。その高校生の取り組みを地域で応援し、支えていこうというものでございます。

S B Pは三重県多気町にある高校生レストラン「まごの店」などを立ち上げた岸川政之氏の発案で、2013年4月に三重県立南伊勢高校南勢校舎で最初のS B Pが立ち上がりました。岸川氏は地域にある資源を発掘し、それを商品化することで、地域の特性を生かして高校生が成長できる環境をつくり出しており、その一つがS B P活動となります。現在では全国に広がりを見せており、高校が土地の資源を生かしたS B P活動を行っていることに、文部科学省も高校生のS B P活動に伴う生徒の成長のプロセスに注目をしている事業でございます。

平成28年度からスタートしている高浜高校S B P事業は、地元の高校である高浜高校の生徒の感性と視点により、まずは地元の産業を理解し、そして愛着と地場産業に対する自信を持って商

品を開発し、みずからの力で大人を相手に交渉や依頼を行うことで、自分たちの将来の夢を実現する力を養うことにつなげております。

今回、地域資源を活用したビジネス創出のチャレンジとして、オリジナルたい焼き型の製造販売を行っております。オリジナルたい焼き機の取り組みは、SBPの先輩である南伊勢高校が既の実現をしているもので、タイミー焼きという魚のタイとミカンの合体したキャラクター、そして販売をしているところでございますが、高浜市の取り組みとしましては、キャラクター焼きを販売するだけではなく、焼き型をモノづくりのまちである高浜でつくってしまおう、そしてそれを全国に販売していこうというものでございます。

高浜市の誇る地場産業である瓦の技術者であると同時に、国宝の修復に携わる一流の職人である鬼師、また、同じく西三河地域の代表的な産業である自動車産業において、レクサスの部品製造を行う精密な削り出し技術を持つ地元企業の愛興工業をたい焼き機の金型製造で結びつけ、「Sの絆焼き」として全国の高校に販売をしていきます。

昨年度は、高校による三州瓦工業協同組合への事前のアポイントの電話、また、組合での高校生のデザインのイラストからの種型という原型の製作の依頼、そして完成した種型を持って愛興工業へプレゼン及び削り出し依頼、価格交渉を行い、完成したたい焼き型を持って青森県まで出向き、SBP活動をしている3つの高校にみずからの取り組みを紹介するとともに、焼き型のセールスを行い3つの受注を受けております。

現在は、青森県の3校が作成したデザインの具現化が可能なのか、削り出しができるかなどの事前交渉を行いながら、5月20日、21日には青森県立木造高校深浦校舎、6月10日、11日は青森県立鯉ヶ沢高校の生徒の高浜への訪問を受け、鬼師及び愛興工業への案内や企業との仲介、地元産業の紹介を行っております。

このSBP活動は、ことしから高浜高校で部活動となっており、平成29年度は新たに1年生が2名入部し、現在2年生5名の合計7名で活動しており、事業としては継続していくものとなります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうも御丁寧な説明ありがとうございます。

今の説明の中に、ビジネス手法を用いた活動を展開したとありますが、ビジネス手法というキーワードから行きますと、初めに行うべきことはマーケティングとそれから企画書の作成、この2点がとても重要なことだと思っています。この点について市としての見解があればお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） まず、ビジネス手法を用いた展開と、ビジネスそのものとは別の物と御理解を賜りたいと存じます。高校生ビジネスという言葉は誤った印象を受けがちでございます。

すが、高校生が起業してビジネスを行うものとは別のものであり、ビジネス手法を用いた高校生の育成と御理解いただきたいと思います。

御質問いただきましたビジネス手法として最も重要なのは、マーケティングと企画書の作成であることは議員のおっしゃるとおりであると認識をしております。しかしながら、その最も重要な部分をいきなり1年目の、まして昨年まで中学生であった高校生に100%任せるものではございません。初めは大人たちがサポートし、例えば電話のかけ方、名刺の渡し方などのビジネスマナーを教えながら、相手方に何を伝えたいのか、何をお願いしたいのかというものを学んでいただき、一つずつステップアップをしていく中、例えば将来的にマーケティング、例えば新潟県の高校とかにSの絆焼きを営業するためにはどのような地元の資源があり、また、地元の方が愛している食材はどのようなものがあるのか、Sの絆焼きで焼くキャラクター焼きをどの年代をターゲットにして販売していくのかなどを高校生がマーケティングをしてそれを企画書にし、新潟県の高校等にプレゼンをするなど、それらの活動ができるような高校生になるのを目指して事業活動を進めています。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

では次に、今後の方向性とか目指す到達点ですけれども、これについて説明をお願いします。オリジナルのキャラクター型を商品化することで、どの程度の販売を見込んでおられますか。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 御質問の今後の販売見込みといたしましては、全国の各県3つの販売を目標とし、47都道府県掛ける3つとして140台ほどの販売を検討してございます。

なお、営業活動の販売促進用サンプルとして製作した高浜高校のSの絆焼き金型は、販売促進用、商品営業用のサンプルとしてだけではなく、今後市内外のイベント等で高浜高校SBPが出店する際に、高浜らしいオリジナルまんじゅうを販売する際にも活用をしております。

またSの絆焼き金型やキャラクター焼きを販売することによって達成する利益につきましては、高校生のSBP活動費とし、収益が発生した場合は法人税の申告をして納税する仕組みを考えております。つまり、売り上げは高校生SBP活動の運営費に充てるため、市の歳入とはならないことを申し添えさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。活動の経緯はよくわかりました。また、どのような事業展開を考えておられるのかも理解しました。

しかし、この事業は高浜市の将来にどのように役立つものなのか、また、どのような結果を求めておられるのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘）　今御質問いただきました、この事業が高浜市の将来にどのように役立つものかということでございますけれども、この活動によるメリットというのは5つございまして、まず1点目でございますが、高浜高校生が社会に出てから夢を実現する力のスキルアップというものでございます。先ほど答弁の中で申し上げましたが、つい先日までいわゆる中学生であった高校1年生が、瓦組合や企業にアポイントの電話をかけて、自分たちの考案した商品の説明をお願いしたいことを伝えるとかそういった部分、それからその結果、交渉して依頼が成功して現実、モノとか形になっていくというこういった実体験というのは、これは大きな自信につながっていくんじゃないのかなというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、市にとってのメリットということで、将来の地域で活躍する人材の発掘につながるんじゃないのかというふうに考えております。先ほど御質問に出ましたけれども、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略という中には、若年層の人口の流出の是正ということで、その一つとして地元の高校生に高浜のよいところを知っていただき、高浜に暮らしたい、高浜で働きたいと感じる人材をふやすこと。そして高浜のために働きたいと感じていただける人材が育ってくれることが、この事業を行う大きな目指す姿ということでございます。

それから3つ目でございますが、瓦産業や自動車産業を含めた地元企業の知名度のアップにつながるということでございます。それから先ほどもお答えをしておりますが、このSBPの活動というのが文部科学省のほうが非常に注目をしておる事業でございまして、今後この教育分野においても大きく取り上げられる事業ということで、昨年の夏に行われましたこれは三重県で開催をされておりますが、全国高校生のSBP交流フェアでは、文部科学省が後援という位置づけになっておりましたが、今年度は共催という形態になって、その注目度が伺えるということになっております。

そうした中で、地元の企業の御協力により活動している高浜高校生のSBPの取り組みは、地元企業の知名度の向上にもつながり、今回進めておりますこのSBP活動の一つのテーマとしてのSの絆焼きが定着することで、周知されることで先ほどから申しておりましたように、鬼師の技術力の高さそれから地元のモノづくりの自動車産業の技術力の高さというものが全国に知れ渡るということで、キャッチフレーズといたしまして、国宝からたい焼き、たい焼きからレクサスまでというような、そういった違う側面でもビジネスのチャンスが生まれるんじゃないのかなと、そんな可能性があるというふうに考えております。

それから4点目が、SBP活動、今回はSの絆焼きを通して地元を愛していただく人材の絆が生まれるんじゃないのかなとそんなふうにも思います。

それから最後は、高校生が成長してその手法が受け継がれることで、社会に出てから覚えていただくような礼儀作法、それから信用の大切さなど社会活動において必要なスキルを習得し、将来かなえたい自分の夢を実現する、それが社会貢献につながる力を育てていくんじゃないのかな

と。

また、こうした活動にかかわりを持って応援をしていただける大人、さまざまな方がこういったもののファンとなって高浜の高校生を育てていく。つまり、地域の若者の社会に対する貢献のスキルの育成支援を、私たちだけではなくて地域も含めて事業にかかわる大勢の大人が行うことで、地域の宝を磨き、将来この地域で活躍する人材を生み出していくんだとそういった仕組みづくりができるというような5つのメリットを掲げております。

よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 大変御丁寧な答弁どうもありがとうございました。私もこれからこの事業についてはしっかり見守っていきたいと思います。

次に、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の（1）について質問させていただきます。

この中の「地域資源を活かし、産業が活性化するまち」ということについて質問させていただきます。

「瓦産業をはじめとしたモノづくり産業を中心に活性化を図っていく」とあります。これは総合戦略の中に何度も記載されている内容ですが、実際、活性化しているんですか。あるいは活性化させるためのマイルストーンは何かあるのでしょうか。また、そしてそれらを判断する基準は何なのでしょう、お答えをいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 御質問の総合戦略の中の創生戦略の四つ目として、「地域資源を活かし、産業が活性化するまち」というフレーズを用いておりますが、高齢化の進行を緩和する、また人口減少の可能性を未然に防ぐとともに、若年層の流出の是正、市税収入や経済消費を支える生産年齢人口の維持のための一つの手法として、産業の活性化をうたっております。

その中で特に本市においては、第二次産業への就業者割合が日本一というモノづくりのまちの特色を生かし、モノづくり産業を中心に活性化を図っていく必要があるとしております。このモノづくり産業、第二次産業でございますが、製造業のことを指しており瓦産業に限定しているものではございません。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。瓦産業に限定しているわけではないということはよくわかりました。

では、実際、活性化はしてるのでしょうか。具体的な事例、または数字があれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 活性化の実績数値ということでございますが、市が調査票を市内の

事業者配布し、回収、また、国に資料を送付し、結果を県が公表する工業統計というものがございませう。この工業統計の調査結果は、高浜市の公式ホームページにも公表され最新のデータは平成26年12月31日現在の情報でございませう。

モノづくりのまちとして活性化をしているかの一つの指標として、工業統計を参考にいたしますと、統計項目に事業所数、従業者数、製造品出荷額等という項目が整理されております。平成21年から平成26年の各項目を参考にいたしますと、事業所数では、平成21年は193事業所だったところが、平成26年は162事業所と31事業所減少をしておりますが、従業員数につきましては平成21年では9,993人であったものが、平成26年には1万872人と879人ほど増加し、製造品出荷額等につきましては、平成21年は3,405億4,800万円が、平成26年では5,123億5,200万円と1,718億400万円の増額となっており、モノづくり産業全体としては活性化していると考えられます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

しかし一方、重要業績評価指標、KPIというんですが、これを確認しましたところ、アンケートの結果、産業が活性化して市が元気になっていると思う人の割合は、平成26年度は28.4%だったんですが、平成27年度は23.9%に減少しています。また、市内の法人数も922社から894社に減少しています。

これは施策として効果が出てないとも見えますが、市としての見解があればお示しください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今御質問の中で議員御指摘のとおり、確かにアンケートの結果と申しますのは、指標においても下がっておりまして、一見産業が活性化をされていないんじゃないのかなという印象を受けます。また過日ですが、高浜市商工会のほうで商工会が会員に対して実施をされたアンケートの調査結果におきましても、業績が微減しているという結果も出ております。

これらの傾向として、愛知県信用保証協会が調査をした結果によりますと、中小企業の設備投資に対する不安感が如実にあらわれているのではないのかなと考えられます。トヨタグループをトップとする西三河地区の大企業の業績と申しますのは、平成28年度上半期を除きここ数年上昇傾向が続いておりましたが、アメリカのトランプ大統領の就任やTPPなどの国外への輸出関係における不安材料が内在をしている状況のもとで、この状況がいつまで続くのかといった見通しが不安定であることが、下請、孫請の製造事業者においては中小企業にとっては、設備投資に二の足を踏むというような原因になっていると思われるかとされております。

私ども考えますのは、恐らくこうしたことが、先ほどお答えをいたしました工業統計の製造品出荷額等の増加があるにもかかわらず、アンケートでは不安を感じているという結果になっているのではないかなというふうに分析をいたしております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

地域の活性化は当然必要なことであり、その打ち手も実はたくさんありますが、一方残念ながらその打ち手が活性化に結びつくケースというのは、非常に少ないようにも思います。地域の活性化に対しプランを立てる際にも、必ずチェックポイントをはっきりさせPDC Aサイクルがしっかり回るような仕組みをつくって、効果的な打ち手を実行いただくよう進言させていただき、この件に関する質問を終わります。

次に、工業用地創出事業について質問させていただきます。

5年とか10年とかのスパンを考えたとき、造成誘致にかかわる経費、補助金の提供等の支出に対して法人税とか固定資産税とかの収入を含めたF Sを行っておられますか。もし行っているなら、試算ということで構いませんので一部でも公表していただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 議員も御承知のとおり、現在、豊田町地区と小池町地区の2カ所の工業用地創出事業のほうを推進しておりまして、この事業におけるF S、フィージビリティ・スタディに関する御質問でございます。

こちらのほうにつきましては、一応当局のほうで試算のほうをしてございます。この試算には、立地する企業の投資の規模や経営規模によっても大きく変わってまいります。そこで近年、企業立地に伴い補助金を交付した企業と同等規模の企業の立地が、豊田町地区と小池町地区全体に立地した場合の10年間にわたる事業の採算性を試算してございます。

試算結果といたしましては、豊田町地区では事業主体である愛知県企業庁がこれまでに支出いたしました委託料や用地購入費、また工事費などの支出は含めず、本市が今まで事業の実現に向け支出いたしました委託料や工事費などの費用、それと今後、企業立地に伴い交付することとなる補助金の支出の合計を試算すると、総額で約1億1,000万円と試算してございます。

なお、企業が立地後10年間に本市に入る固定資産税などが約5億8,000万円と試算してございます。よって収支を試算いたしますと、豊田町地区については10年間で約4億7,000万円の収入が確保できるという試算結果となりました。

一方、小池町地区につきましても同様に収支のほうを試算いたしますと、10年間で約7億5,000万円の収入が確保できるという試算結果となっております。

この2つの新たな工業用地のほうを創出することにより、企業立地後10年間でトータルいたしますと、約12億1,000万円の収入が見込まれるという試算結果となっております。このように本事業を推進することにより、税収の安定的な確保につながり市の財政基盤が強化されるものと考えております。

なお、本事業の推進により新たな雇用も創出されますので、高浜版総合戦略の創生戦略の4つ

目、「地域資源を活かし、産業が活性化するまち」の基本的方向で示しております「しごとがひとを呼び込み、まちを活性化させる」という好循環の創出に、本事業は効果的な事業であると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

ただいま二地区のF Sの試算に関するお答えをいただきました。中でも現在造成工事が進められております豊田町地区では、10年間で約5億円の収入が見込め、また、雇用も確保される見込みであることがよくわかりました。

これらの収入が無駄に使われることのないよう、効果的に使用していただくよう期待してこの質問は終わらせていただきます。

最後になりますが、地域資源を活用した観光の振興ということについて少し質問させていただきます。

行政がかかわるイベントの来場者数を10万人とするということがうたわれておりますけれども、10万人の来場者を確保することによるメリットは何があるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 10万人の来場者を確保することによるメリットについての御質問でございますが、初めにそもそもなぜ指標に10万人を設定したのかについて御説明をさせていただきます。

平成25年度に第6次総合計画中期基本計画における「みんなで目指すまちづくり指標」を設定する際に、産業を活性化し、まちを元気にする指標としてどのようなものが考えられるかを検討した際に、行催事には毎年既に行われ風物詩として定着したもの、一方、イベント情報が充分発信されず来場されていないものがある。そこで、市がかかわるイベントなどの来場者数を指標にすることで、まちに活気があるかどうかを把握する。とし、目標値の設定根拠として、まちににぎわいや活気があることは、まちが元気であることにつながる。そのためには、まちのにぎわいの創出や交流人口を拡大することが必要であり、高浜市の魅力や自慢を市内外に知らせるための情報発信や、市内における地域資源を市民、事業者、関係機関が連携してつなぐことにより、高浜市の魅力を磨き、高浜市の自慢へと育成し、来場者数の増加を目指す。

なお、目標値については、屋外のイベントは天候の影響もございますが、御当地グルメのとりめし効果等も踏まえ、過去5年間の来場者数の最高値である9万4,000人を平成25年度は目標値といたしておりました。しかし、平成26年度に目標値を超える9万9,000人の来場者となったため、目標値を見直し10万人としたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。10万人という指標の設定の理由はよくわか

りました。

しかし10万人も人が来ますと、ガードマンをふやしてみたり、ごみの回収や駐車場の整備や非常事態への対策等の問題が発生する可能性があります。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） この10万人の設定は一つのイベントに対するものではなく、年間の来場者数を設定してございます。現在カウントしている要素としましては、春秋の鬼みちまつり、また、美術館の観覧者数、朝市として月に1回開催をしているオニマルシェなどを対象としており、高浜の観光の情報発信が効果的に機能しているのか、また、情報発信した内容を受けて高浜市に訪れた方、イベントに参加した方がどれだけいるのか、つまりにぎわいの創出につながっているのかをはかる指標として示しているもので、議員おっしゃるような、一度に訪れる来場者数を想定しているものではございません。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） よくわかりました。

ただ、目標設定を人とするとう焦点がぼけてしまう可能性があります。したが、この目標設定を変えたらどうですかということをご提案させていただきます。

例えば市外、高浜市ではなく市外からの来場者を対前年度比10%ふやしてお金を落とさせていただくとか、出店者の売り上げを対前年度比10%ふやすというふうにしたほうが、何かすぐ理解しやすいと考えます。この考えについて、市として何か見解があるのでしたらお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） そもそも目標設定の意図が、まちなぎわいの把握、活気があることとしてございます。個々具体的な内容を数値化することは、活性化の指標としては限定されるおそれもあるため、また参考データとしているものが当初はかわら美術館、鬼みちまつり、平成27年度よりオニマルシェを加えるなど収容人数が限定されるものであるため、対前年比10%のような設定ができない。

また、目標値はあくまで目標値として10万人を設定させていただき、イベントに訪れる方がふえることで、まちなぎわいの度合いを把握していく方法を継続させていただきたいと考えております。

しかし、議員がおっしゃるとおり、イベントによってどれだけの効果が生まれているのかということについては、検証を行う必要があることも認識してございます。地域産業グループでは、春秋の鬼みちまつり、オニマルシェを含む観光案内所ON I - H o u s eの売り上げ合計及び来場者一人当たりの投下金額を別に算定し、観光産業としての効果を検証してございます。

平成27年度には鬼みちまつり観光案内所の売り上げ合計は1,158万8,769円、一人当たりの投下金額は409円。平成28年度の売り上げ合計は1,231万2,083円、投下金額としましては414円と微増

でございますが、順調に売上げ、投下金額ともに上昇してございます。これは鬼みちまつりを初め高浜のお祭りや観光案内所に訪れる方々が、イベントを楽しんで参加していることが読み取ることができると考えております。

今後も全体的なにぎわいの指標とは別に、観光担当部署としてはこの検証を継続し、観光事業に生かしていきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうも御丁寧な御回答ありがとうございました。

これで神谷の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、幸前信雄議員。一つ、公共施設の取り壊しに関する費用について。一つ、保育園の待機児童対策について。一つ、放課後学校開放事業と児童センター開放事業について。以上3問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、議長のお許しをいただきましたので、次の3問について、一問一答形式で質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、公共施設の取り壊しに関する費用についてということで、今回一番最初に、冒頭で質問させていただこうと考えております。

今回の質問の趣旨についてですけれども、アスベストが見つかって追加補正が出てきたということなんですけれども、そのこと自体問題というか、確かに問題なんですけれども、基本的に新しいことに何か取り組もうとすると、何か必ず従来の経験則からはわからないこと、それが新たな課題として見つかって、それに対する対処、これが必要になると思います。

ただし、一度起こしたことを二度と起こさない、こういうふうにするのが、俗に言うPDCAのサイクルの中できちんとそれが回っているかどうか、これが事業として継続しているかどうか、そういう趣旨での質問になりますので、くれぐれも誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、公共施設の取り壊しに関する費用について、まず1問目の質問をさせていただきます。

今回、高浜市役所の本庁舎の取り壊しでアスベストの使用が確認されたということで、今ちょうど隣で旧庁舎の取り壊しの作業を、枠で囲われてアスベストの飛散防止をしながら作業をされている最中ですが、今回の作業について、追加の補正予算を議会として可決させていただ

いたんですけれども、どのような調査を行った結果こういう追加費用が発生したのか、まずその点についてお伺いしたいんですけれども、その前に、当然当局として計画を出されたんですけれども、議会としても一応内容、契約書を見て内容を決めているわけですから、こちらの側にも100%問題がなかったということが言い切ることはできないというふうに考えております。

そういう面でいうと、議会のほうもきちっとそういうことを調査して、そういう認識を持てる、そういうことがチェックできる、そういうことが必要なのかなということで、当局側の責任は当然あると思うんですけれども、議会側、こちら側にも当然あるというふうに考えておりますので、そういう意味で答弁をいただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） この問題につきましては、昨年11月29日の全員協議会において、第一報の御報告をさせていただきました。これは、旧庁舎の解体前に、事業者が外壁等のアスベスト調査を実施したことにより判明をいたしたものであります。その後、市において、外壁アスベストの再調査を実施いたしました。

その結果、外壁14部位中12部位でアスベストの含有を確認するとともに、あわせまして、労働基準監督署への事前相談、施工計画（案）等の相談を行ってまいりました。

労働基準監督署との相談を踏まえ、処理方法については、平成28年4月28日に出されました処理技術指針に準拠した処理を行うとともに、処理範囲につきましては、解体部分の外壁全てを処理技術指針に基づく処理対象といたしました。

市としましては、外壁及び配管エルボに含まれる非飛散性アスベストについては認識をしておらず、その前提で要求水準書等の作成、債務負担行為等の予算措置をいたしました。

事業者は、市の示した要求水準書等を基に積算及び提案し、外壁及び配管エルボのアスベスト処理費は含まない前提で当初の契約を締結いたしましたので、当該処理費用を追加することにつき、さきの3月定例会で補正予算の御可決をいただいたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今回の補正予算は、アスベストの対応では対処していくような内容というふうに考えているんですけれども、先ほど申しましたように、再発防止、二度とこういう同じ事象で同じことをやらない、こういうことをやるために基本的にはどういうことで対処と対策をやられるかということを確認させていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 一般論といたしまして、不測の事態により予算の過不足が生じることは避けられず、制度上、補正予算の措置が講じられているわけでありますが、不測の事態を予測し、いかにして事前の措置を講じていくかは、予算に限らず、市の事務を執行する上で大切であ

ると考えております。

今回、市役所本庁舎整備事業でいえば、旧庁舎の解体撤去工事の中に事前に予見できなかった、とりわけ外壁アスベストの処理が必要となったわけでございますが、今回の事例を反省材料として、今後控えます施設の大規模改修や解体工事の際には、外壁を含むアスベスト調査業務委託料を予算計上するなど、事前の対応をまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、旧庁舎及び中央公民館のアスベスト除去については、さきの3月定例会で補正予算の対応となっておりますけれども、高浜小学校についてはどうなっているのか、こちらのほうも債務負担行為ということで認めさせていただいているんですけれども、こちらのほうはもう既に通っている段階で、アスベストに対してはどういうふうになっているかということと、あと、勤労青少年ホームについては、今回予算には出ていなくてということで調査されているということを書いてみましたけれども、これからどうなっていくかということ、この2点について教えていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校につきましては、高浜小学校等整備事業の要求水準書において、市の調査により飛散性アスベストは発見されていないこと、及び解体工事に当たり、新たに非飛散性アスベストが発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、市が負担することといたしております。

現在調査中でございますが、仮に飛散性アスベストあるいは非飛散性アスベストが確認された場合は、追加費用が発生する可能性がございます。

また、勤労青少年ホームにつきましても現在調査中ではありますが、勤労青少年ホーム以降の事例につきましては、今回の市庁舎の反省事例を踏まえ、事前の調査を徹底することにより、追加補正が生じないように心がけてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、今後、外壁アスベストの存在にも留意して予算計上を行っていくとのことでしたが、具体的にはいつのタイミングで予算計上していくのかということと、これは全庁的な問題、今回公共施設ということの扱いになりますけれども、同じような年代につくったものを今後取り壊しにかかったときには同様の問題が必ず発生してくるはずですので、そのところはどういうふうにされていくのかということを確認させていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 予算計上の時期につきましては、施設の大規模改修等を行う際には、

事前に基本設計や実施設計を行いますので、その際にアスベストの事前調査を行うことを前提に予算化を図り、事業を進めていく必要があるものと考えております。

これによりまして、事前の状況把握を行うとともに、アスベストの含有が確認された場合には、全体スケジュールの中で処理方法や処理費用の検討時間の十分な確保につなげるなど、予算計上のあり方、事務の進め方等につきまして改善に努めてまいりたいと考えております。

基本的には事前調査をしっかり行うことにより対応していくこととなりますが、このことは、全てのグループにおいて共通の認識の上に実施していく事務でありますので、部長・グループリーダー会その他の機会を通しまして、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

少し話は変わってまいりますけれども、先ほども2番議員がP D C Aというお話しされてきました。よくP D C Aという言葉は市役所の方も使われるんですけども、今回は、公共施設の事例を挙げていますけれども、P D C Aを回すには公共施設に限られるものではないというふうに考えております。失敗から学んで次につなげることが人材の育成につながると考えているんですけども、反省会のようなこと、要は失敗事例を共有して、次同じようなことは発生させない、そういうことを実施していく予定があるのかどうかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 失敗事例を反省し、振り返ることは改善にも必要でございまして、振り返るプロセスの中から多くのことを学ぶことができます。失敗による個人や組織の弱みを見直して反省し、「なぜなぜ」と二度と起こさない原因を追求していくことは、人材の育成にもつながってくるものと考えております。

これまでも各部局では個々の失敗事例と呼ばれるものは発生をいたしております。その都度反省し、改善を行ってまいりましたが、全庁的なルールというものがございませんでした。

今後につきましては、失敗等の報告を速やかに受けられる体制づくり、報告を受ける際には結果だけでなく、反省のプロセスにも注視し、情報共有ができる方法を検討していくことは大切でございまして、今後の組織づくり、人材育成の参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、失敗事例のお話を出させてもらったんですけども、会社の中におったときに何をやってたかという、計画どおり、私、改善主体でやっていたので、改善が終わったとしても三度チェックされておりました。要は、プランニングができたタイミングで、この計画の妥当性があるかどうか、やる必要があるかどうかということを確認、これは上司から関係者の方集まって、その改善業務がどういう内容のことをやるんだということで報告会をやらせていただいて

おりました。

それと、開発ですから、設計が終わったタイミングで、うまく順調にいつているかという日程の確認を実施するのと、あと予定どおりうまく進んでいるかどうか中身の確認、それと、そのタイミングで、やってきた中で、プロセスの中で新たに自分が経験したことで反省が必要になること、これをA3一枚の紙に書いて、改善事例という形でまとめておりました。

それと、最後、終わった後に、それが計画どおり実施できたのか、それと、これはつくる側の意見ですけれども、使っている側がどういうふうに思っているかという、この反省を交えて改善事例、これは失敗も成功もひっくるめて反省すべき点を挙げておりました。

そういう形で繰り返すことによって、だんだん計画の精度というのが上がってくるようになります。これは自分で言うのも何ですけれども、新入社員の方が入ってこられて、初めて会社のそういう文化に親しんで、その中で何を反省して、要は人のせいにするんじゃなくて、自分がこういうふうになればもっとよくなったということを反省すること、こういうことを体にたたき込まれました。

その結果、見ていると、当初はそういうことはなかったんですけれども、入社当時、新しいことをやるものですから、当然何が起こるかわかりません。そんな中で、失敗することが多々ありました。

そうすると何が起こるかという、日程おくれ、工数をどうやって挽回する、そういう作業の繰り返し、要は、ひどいものでいうと、半年でつくる予定のものが2年かかってやっと終わった、そういう経験もしてまいりました。

ところが、先ほど言いましたように、計画、企画段階での反省、中間工程での反省、最後の反省、これを繰り返すことによって計画の精度は各段に上がりました。予定どおり物ができるようになった。

何でかなと思うと、やっぱりそういう形で習熟、人の意見も聞きながら、失敗事例、こういうところを自分がどういう形で吸収するかということを真剣に考えさせられたからだと思っております。

そういう意味でいうと、今回のお話の中で、失敗事例だけでなく、成功の中にも反省すべき点は必ずあるというふうに思っています。そういうところで、計画どおり、もしうまくいったとしてもそういうことを情報共有する予定があるかどうか、それについてお伺いさせていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 事業等がすばらしい結果であったといたしましても、必ず改善の余地は存在をいたしますので、結果だけでなくプロセスを反省し、振り返ることによって個人と組織が成長し、みずから学習する組織体制につながっていくものと考えております。

一例といたしまして、本年度実践をしております防災体制の強化では、まず、全庁的な防災訓練を企画実施し、それぞれの班ごとの課題等の洗い出しを行いました。現在は課題等を踏まえた個別の役割ごとの訓練を企画実施している段階でございます。今後は個別の役割ごとの訓練においてさらに出された課題等をもとに、マニュアルの見直しを図り、課題等を全庁的に共有していくことを予定いたしております。

このように、反省するという事は、現状の課題、弱みと直面し、現在取り組んでいる標準化・改善活動と両輪をなすものと考えております。

業務を進めて行く中で、反省することの重要性の経験を職員一人一人がみずから経験し、こうした取り組みを繰り返し実践していくことは、人材育成につながるものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、この件についての最後の質問になりますけれども、P D C A、何度も言いますけれども、P D C Aの中でプランニングが一番大切だと思います。プランニングがきちんとできれば、あとは経験則の中でうまく流れていく、もうあとは実行していただく、行動するだけです。そのプランニングというのが、つくったときにどういう課題があって、どういう調査をした結果そういう結果が出てきたか、そういうことのP D C Aの知識・ノウハウを有する方がみえて、プランニングでしっかりチェックしてあげないと、同じようなことが何回も起こってくるものですから、そういう人材をつくっていく予定があるかどうかということを確認させていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今回の市庁舎を初めといたします公共施設に係るアスベストの問題は、企画、すなわちプラン作成時における事前調査や関係者との調整など、もう一步踏み込んだプランニングの大切さを実感するに至りました。

今回の教訓を今後控えます公共施設の大規模改修等はもちろん、その他の事務事業におけるP D C Aの実践の中にも生かしていく必要があるものと考えております。

御質問のP D C Aの知識・ノウハウを有する経験者に意見を求めることにつきましては、現場で実施する者と同程度の認識を持って指導がとれる職員の養成も必要でありますので、今後の課題として職員の養成、体制づくりの参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

先ほどからP D C Aの話をよくしますが、プランニングを見ていて特に感じるのが、例えば安全で安心なまちをつくりましょうと、これの目標にされちゃうと、何が具体的に安心で安全なんだということ、誰もわからない。違うんですね。

ところが、それをブレイクダウンして、犯罪のないまちにしようですとか、いろいろ具体的なところが出てくると、反省することができるんですけども、これを抽象的な目標を立てちまうと、結果の反省のしようがない。

ここで言うのであればですけども、アクションプランなんか見ていると、特にそういうことを感じるんですけども、やっぱり具体的に自分たちが反省してアクションを起こせる、結果として反省できる計画になっていないと次にはつながってこないと思いますので、まずはプランニングのところですっきり反省ができる計画、これが出てこない人材も育たないでしょうし、次から次に同じような同類の同種の問題、これが起こってくるんじゃないかなと考えますので、以降、そういうところに気をつけてやっていただければなというふうに考えております。

それでは、2問目の保育園の待機児童対策についての質問をさせていただきます。

まず、冒頭ですけども、ことし4月新学期が始まった時の保育園の待機児童数、これは1番議員のほうで質問されていますけれども、申しわけないんですけども、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） まず、本年4月1日現在の待機児童数でございますが、昨日の1番議員の御質問に対する答弁と重複になりますが、1歳児が9人、2歳児8人の計17人となっております。

なお、保育園、認定こども園の保育園機能を合わせた本年4月1日現在の定員1,140人に対して、在園児数は1,135人となっております。入園率でいきますと99.6%となっております。0歳児から5歳児の4月1日現在の人口2,884人に対しまして、保育園等の利用率は39.4%となっております。

このうち、3歳以上児の定員782人に対し、在園児数は769人で、入園率が98.3%でございます。3歳児から5歳児の4月1日現在の人口1,490人に対しまして、保育園等の利用率は51.6%となっております。

3歳未満児につきましては、定員358人に対して受入児童数が366人で、入園率102.2%となっております。0歳児から3歳児の4月1日現在の人口1,394人に対して、保育園等の利用率は26.3%となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、ことし以前、ここ5年間で、新学期が始まった時点で待機児童数の推移がどうなっているかお教えいただけますか。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 昨年、平成28年4月1日現在は、1歳児で計4人、平成27年4月

1日現在は待機児童ゼロでございました。平成26年4月1日現在は、1歳児で計15人、平成25年4月1日現在は、1歳児で13人、2歳児で2人の計15人となっております。

平成27年度に待機児童がゼロになった理由といたしましては、平成26年4月に定員46人の吉浜さんさん保育園と定員25人の高浜あおぞら保育園が新たに開園し、3歳未満児の受け皿が71人増加したことが主な要因と考えております。

その後の増加理由につきましては、国の進める一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策や女性活躍推進といった国の施策により、特に3歳未満児の利用希望の増加が影響しているものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、4月1日現在じゃなくて、転入されてくる方も結構見えると思うんです。そういう意味でいうと、年度途中で待機児童の数が5年間どういう形で推移してきたかということをお教えいただけますか。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 待機児童の国や県等への報告は、例年4月1日現在と10月1日現在の数字で報告をしております。したがって、各年10月1日現在の数値という形で申し上げてまいります。

まず、平成28年10月1日現在でございます。0歳児13人、1歳児19人、2歳児3人の計35人となっております。

平成27年10月1日現在では、0歳児4人、1歳児8人、2歳児4人の計16人となっております。

平成26年10月1日現在では、0歳児4人、1歳児11人、2歳児はゼロと計15人となっております。

平成25年10月1日現在としましては、0歳児が16人、1歳児19人、2歳児6人の計41人となっております。

年によって人数は異なってまいります。転入や就労希望などによりまして年度末に向けてこの待機児童が増加している傾向は変わりありません。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、一方で、幼稚園の状況について確認させていただきたいんですけども、ここ5年間で幼稚園の定員に対する充足状況、要は空きがどれだけ出てきているかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 公立幼稚園の定員及び在園児数についてお答えをいたします。

まず、公立幼稚園の在園児は、毎年入園式時点での数字で確認をしておりますので、その人数でお答えをいたします。

平成29年4月10日現在でございますが、高浜幼稚園が定員200人に対しまして在園児は106人、吉浜幼稚園は定員300人に対して在園児が196人、高取幼稚園は定員200人に対し在園児90人、高浜南部幼稚園は定員100人に対し在園児58人で、定員合計800人に対しまして在園児は450人、入園率といたしましては56.3%となっております。3歳児から5歳児の4月1日現在の人口1,490人に対しまして、この幼稚園の利用率というのは30.2%となっているような現状でございます。

なお、高浜ひかり幼稚園につきましては、私立でございますが、市内の利用が157人ということで、先ほどの1,490人という人口に対しますと、入園率が10.5%となっております。

続きまして、平成28年4月8日現在の公立幼稚園の在園児ですが、全体でございますが、442人で入園率、定員800人に対して55.3%。

平成27年4月8日現在は、在園児が506人で、入園率63.3%。

平成26年4月7日現在では、在園児が547人で、入園率68.4%。

平成25年4月9日現在の在園児が586人で、入園率73.3%となっており、5年前には7割を超えておりました入園率でございますが、現在では6割を切るような状況となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、私の知る限りでは、学年ごとの児童数でいうと、ここ5年ぐらいですと450から500の間で動いていると思います。1学年、記憶にあるところでいえば、小学校の今2年生か3年生かちょっと忘れちゃったけれども、560名弱の学年があると思います。そのときには待機児童がたくさん出ておりました。

そういう意味でいうと、児童数はほぼ横ばいで、なおかつ幼稚園に空きが出てきている状態、保育園は待機児童が出ている、この中で保育園の待機児童に対する対策というのはどういうふうにお考えなのか、その辺のところをちょっとお答えいただけますか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 保育園の待機児童に対する対策ということでございますけれども、私ども平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画、こういった計画を策定しております。

その中では、利用が減っております公立幼稚園等を認定こども園化する際に、3歳未満児の受け入れ枠を拡大するなどによりまして待機児童対策を計画しておるという現状でございます。

まず、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化につきましては、平成31年4月のスタートを目指しまして、現在移管事業者の選定を進めておるという状況でございます。

次に、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化につきましては、高浜小学校等整備事業のスケジュールとの兼ね合い、こちらのほうを現在調整しておりますので、調整が整い次第、具体的な

計画を詰めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、現在も実施しておりますけれども、定員の弾力化、こちらによりまして、38人の受け入れ枠のほうを拡大しておりますが、当面、弾力運用を継続するという方針でございます。

このほか、待機児童対策に伴う課題といたしましては、人材確保につきましては、処遇改善でありますとか、復帰支援など、国もさまざまな対策を講じておるという中でございますが、どこかの現場でも苦慮しているのが現状であるということでございます。

このため、人材確保の面につきましては、継続して実施のほうをしておりますが、今年度もNPO法人あいぼーとステーションに委託のほうをさせていただきまして、子育て・家族支援者養成講座、こういった講座のほうを実施いたしまして、子育て支援員の養成を行っておるところでございます。

養成した子育て支援員につきましては、家庭的保育など、待機児童対策につながるような現場での活躍を期待しております。

一方、国は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸といたしまして、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大のほうを行いまして、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、企業主導型保育事業を助成の対象といたしまして、これを推進しておるといところでございます。

市内でも一部の企業さんから、整備の意向があるという旨を伺っておりますので、今後につきましては、国や県からの情報提供を行うとともに、設置に向けた企業の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、行政だけでは全ての保育の受け皿を確保していくことには、これは限界があるというふうに思っております。企業主導型保育の実施を初め、企業にも育児休業制度の拡充、あるいは短時間労働といった働き方改革の面などで御協力いただくことによりまして、待機児童対策が一層進むものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

1点教えていただきたいんですけども、こども園化の話はいいんですけども、家庭的保育、基本的にいうと、施設をつくって面倒をみるというのは、これは施設の維持管理費、ずっとついて回るんですけども、昨年でしたか、給食が始まったのが。その関係もあって、家庭的保育事業を利用される父兄の方ふえているかと思えます。

そういう面でいうと、そちらをふやすほうが市にとっても負担が少ないし、後々の対応もしやすいです。そういうことを考えると、そこをバッファーという失礼かもしれませんが、ある程度保育に近い形で、受け皿としてできるのであれば、そちらのほうを真剣に検討いただきたいなというふうに思っているんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 今おっしゃられるとおり、確かに施設を整備するということと比べていきますと、将来的な施設維持等の負担、そういったものも家庭的保育、現在は宅老所の一部だとか、公的な施設の一部を活用して実施をしておりますので、そういった施設の維持管理という意味でいけば、非常に取っつきやすい事業になるのかなと考えております。

そういったこともございますので、先ほど部長の答弁もございましたとおり、子育て支援員の研修も今年度も引き続き実施をしております中で、人材の確保もしていきながら、また新たな家庭的保育の設置についても関係するところと協議もして考えていきたい。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、1点最後に、これは回答要らないですけれども、企業内保育をやって進められるのはいいんですけれども、企業側の心理として、公的機関と企業。つくってしまうと、維持する必要が出てまいります。そのときに公的な保育園、ここのすみ分け、考え方、これをきちっとやってあげておかないと、企業はなかなか手を挙げてやるというのは難しいんじゃないかなというふうに考えます。

当然、費用的には同じような形をとれたとしても、公的、信頼のあるところに御父兄の方は預けたい、そういうふうになった場合に、保育園が今空きの状態が出ると企業内保育自体が成り立たなくなって、そこで就業されている方たちというのは、どこか仕事を失うというか、働く場所を失うような結果にもなりかねません。

そういう面でいくと、公的機関のほうがバッファーになるような形をとってあげないと、民間というのはなかなか入っていきにくいんじゃないかなと思うんです。そういうふうに考えていますので、企業内保育、もし入るに当たって、こちらの公立側がどういうスタンスで企業内保育を進めていくのか、その辺をきちんと説明してあげないと、なかなか手を挙げてやりますということを出しづらいんじゃないかなと考えていますので、考慮のほうをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

それと、3点目ですけれども、放課後学校開放事業と児童センター開放事業、こちらについて、現在の放課後学校開放事業と児童センター開放事業、こちらの利用状況について、まずお伺ひしたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 小学校のグラウンドで行っております放課後居場所事業と、児童センターで実施をしておりますセンターキッズ事業の利用状況についてお答えをいたします。

平成28年度の放課後居場所事業の参加人数は、高浜小学校が4,742人、吉浜小学校が3,106人、高取小学校が9,625人、港小学校が2,894人、翼小学校が4,479人で、合計2万4,846人となっております。平成27年度が2万1,184人でありましたので、17.3%の増加となっております。

昨年度は、5月の全校集会で子供向けの説明に出かけまして、全体的な利用の増加につながっておりと理解をしております。特に高浜小学校と高取小学校では、約37%増と大きく利用が伸びておられるような状況です。

続いて、センターキッズ事業についてお答えをいたします。

センターキッズ事業は、平日に放課後居場所事業が中止になった日などに行う事業と、長期休業中に行う事業の大きく2種類になっておりますので、それぞれの状況でお答えをいたします。

まず、平日に行う事業の参加人数は、合計で676人となっております。平成27年度が347人でありましたので、94.8%の増加となっております。

これは、平日の事業でございます。放課後居場所事業と組み合わせて利用されることを想定しておりますので、放課後居場所事業の利用の増加に伴う増加と理解をしております。

したがいまして、実施日数は小学校区により若干差がありますが、平均しますと54日程度となっておりますけれども、1日の平均の参加でいきますと3人程度となっております。

次に、長期休業中に行う事業の参加人数の合計ですが、これは長期休業、夏休み、冬休み、春休みとございます。それぞれで申し上げます。夏休みが2,662人、冬休みが165人、春休みが182人となっております。平成27年度は夏休みが1,780人、冬休みが75人、春休みが72人でありましたので、夏休みが49.6%、冬休みが120%、春休みが152.8%の増加となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、逆に言うと、確認の意味で児童クラブと放課後学校開放事業、児童センター開放事業、これの違いについて、わかるように御説明をお願いしたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 児童クラブと放課後居場所事業、センターキッズ事業との主な違いでございますが、児童クラブやセンターキッズ事業というのは、就労家庭向けの支援であることに対しまして、学校の校庭開放になります放課後居場所事業は、子供の成長に合わせて全ての児童が自由に利用できる居場所であるということでございます。

このため、児童クラブには定員を設けておりますけれども、放課後居場所事業、センターキッズ事業には定員を設けておりません。

また、児童クラブやセンターキッズ事業の利用には、保護者の就労状況等を確認するための雇用証明書等の提出が必要となりますが、放課後居場所事業については、利用登録さえいただければどのお子さんでも利用できる、そういった事業になっております。

したがいまして、利用時間にも違いがございます。児童クラブは、各小学校区に1カ所午後7時まで利用できるクラブがございますが、時間の短いクラブでも午後6時まで利用できることになっております。

一方、放課後居場所事業につきましては、季節によって終了時間が変わりますが、小学校の授業終了から帰宅時間の15分前までになりますので、4月から9月15日までは午後5時45分まで利用することができるわけですが、11月から1月、冬になりますと、これは最も短くなりまして、午後4時15分までの利用となります。

また、平日のセンターキッズ事業につきましては、放課後、小学校の帰宅時間の15分前まで、もしくは午後5時まで、これは児童センターの開館時間ということでの午後5時までの利用となっております。

このほかの違いといたしましては、児童クラブは毎月保護者負担金のほか、早朝延長を利用される場合の利用料、おやつ代などをいただいておりますが、放課後居場所事業やセンターキッズ事業については利用料をいただいております。

なお、センターキッズ事業につきましては、就労家庭等の支援策ではありますが、児童センターの開館時間内で行う事業でありますことから、児童センター職員の勤務の範囲内での受け入れをしておるということで利用料をいただかないで実施をしておるものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、ことしの4月から吉浜に児童クラブを新たにつくられたという話を、予算書を見ていてわかったんですけども、これをつくるに至った経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 児童クラブにつきましては、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴いまして、支援の単位というものができまして、1支援の単位当たりの定員をおおむね40名という形で実施をすることになりまして、実施をしておるものでございます。

平成28年4月の段階で吉浜小学校区、翼小学校区を中心としまして26人の待機児童でスタートいたしました。保護者の皆さんが心配される夏休みには、児童クラブの利用、夏季一時入会を含め、また、センターキッズ事業の利用を合わせることで全ての利用希望者の受け入れができたという結果になっております。

しかしながら、吉浜小学校区と翼小学校区では、昨年度も夏休み明けまで待機児童が残っておりますような状況がございまして、実施場所や実施方法などを検討しました結果でございますが、新たに施設を設けて児童クラブをふやすという方法ではなく、基準の範囲内で実施が可能な方法が見つかりまして、これは吉浜児童センター内にもう一つ支援の単位をつくると、ふやすという方法がございまして、こういった方法で今回吉浜第2児童クラブを設置いたしまして、この児童センター内でおおむね20人の定員枠で拡大をしたというところでございます。

この結果でございますけれども、4月1日現在の登録児童数につきましては61人ございました。直近の6月1日現在では55人の利用となっております、待機児童が解消されたような状況

になっております。

なお、事業費につきましては、児童クラブでございますので、保護者からの負担金、それから国・県の交付金が財源の一部として確保ができたということもあわせてお答えいたします。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、この関連の最後の質問にしますけれども、今子供さんたちが学校が終わった後に過ごす方法として、公的手段として、事業として3つ用意されているということだったんですけども、基本的に考えると、あれもこれもたくさんのバリエーションをつくるというのは、コストがかかる以外の何物でもないと思うんですよ。バリエーションがあるのは父兄にとってはありがたい選択だと思うんですけども、先ほど待機児童が出ている状況で、そこにもお金を使わないといけない、こっちにも使わないといけない、いろいろバリエーションをつくるのは結構なんだけれども、やっぱり選択と集中というか、どこかに集めていく方向のスタンスをつくっていかないと、コストというのは全然下がってこないし、問題というのはあっちゃこっちゃ散在するような形になってくる可能性もありますね。

そうやって考えると、今後放課後の居場所づくりとして、児童クラブ、放課後学校開放事業、児童センターの開放事業、どのような形にしていくという考えで進められているのかということを確認させていただきたいんですが。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 児童クラブ、それと放課後居場所事業、それからセンターキッズ、この3つを今後どうしていくのかということでございますけれども、小学生は年齢が上がるに従いまして、子供自身が望む居場所を求める気持ちが強くなっていくということでございます。

このことから、保護者の就労等を支援する預かりの機能に加えまして、子供の成長には自主性、あるいは社会性の醸成を図る仕組みが重要であるという考えから、児童クラブだけでなく、子供の成長に合わせて子供自身が自由に利用できる居場所といたしまして放課後居場所事業というのは、これは必要な事業と考えております。

市の事業に、当然選択と集中、こういったことが求められる中、事業の拡大には限界があるというふうに考えておりますが、今後も、保護者の就労を支援する仕組みと子供の自由な居場所の選択ができる仕組みといたしまして、これまでどおり年間を通じた居場所を確保できるよう、それぞれの事業を継続していくとともに、地域の身近な場所で子供が利用できる居場所の確保についても検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、現在進行しております高浜小学校等整備事業、この事業では、小学校の敷地内に児童センター及び児童クラブを移転いたしまして、複合化することで機能の集約を図ることとしておりますので、今後の運営の中で、それぞれの事業の見直しについて検討してまいりたいというふう

に考えております。

あわせて、公共施設推進プランの中では、今後、小学校の建てかえに伴う施設の複合化に当たりましては、児童クラブの機能を小学校の敷地内に移転していくことを計画しておりますので、高浜小学校でのこの複合化のケースがモデルとなるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

一生懸命仕事をされているのはわかるし、ありがたいんですけども、そういう面でいうと、以前からよく感じるのが、仕事の仕方が受け身というか、言われてからアクションを起こす、そういう面で考えると、核家族化で新しい世代の方がたくさんこの辺家を建てられて、住まわられているんです。

それと、三世代同居家族でも、女性の社会進出ということで、女性の方が定年まで勤められる環境が整いつつあります。

ということは、何が起ころかという、今まで、例えば子供にお孫さんが生まれておじいちゃん、おばあちゃんが家で子供の面倒を見れていた、そういうことがだんだんしにくくなっていく。

ということは、保育園とか、そういうところで面倒を見ていただかないと会社を辞めざるを得ない。女性の社会進出ということの後押ししていく。そういうことを考えていくと、これからもっと保育園のニーズも高まるでしょうし、児童センターのニーズも高まってくるでしょう。これは、幼児のところだけじゃなくて、介護のところでも同じような問題が出てくるというふうに思っています。

そういう面でいうと、自分たちが会社に入ったころは、女性が子供を産むと産休で会社に戻れる人は戻れたんですけども、育児休業という制度がなかったのが、新たに育児休業という制度ができて、会社に復帰できる制度ができて、その方たちの子供さん、孫が生まれる、そういうふうに世の中が変わってくるようになってきます。

そうすると、当然ながら保育園のニーズ、介護のニーズ、これは必然的に高まってくるというのは、今までと同じようにやっていたら対応がとれなくなるというのは、そういうことをやっぱり考えていかないと、起こってから手を打つんだと、待機児童の問題が出てから動き出すような形になるんで、少なくとも問題が起こる前にどういう手を打てばいいか、対処できるのか、対応できるのか、そういうことは考えて仕事を進めていただきたいなというふうに思っています。問題が起こってからでは、それに対応するのに労力として考えても、そこから何をどうすればいいかということを考えるのはすごく大変です。

会社の中でもそうですよね。事前にこういう問題が起こるとすれば、どういう対応の仕方をするようというふうに考えないと、問題を外にばらまくわけにはいかないんで、そういうことを一生

懸命、やっぱり考えるのが仕事じゃないかなというふうに思っていますので、そういう見方で仕事を進めていただきたい。

いろいろ子育て、介護のところで申しましたけれども、産業のところでも、どこの部署でも一緒だと思います。教育のところでも一緒だと思います。これからだんだん時代が変わってくるときに、世の中の流れが変わったときに、それをどういうふうに自分たちが影響受けるんだということを考えておかないと、起こってから対応しようとするとならず後手に回ります。

それと、言えるのは、財政力のあるところはいろいろお金で対応することができますけれども、残念ながら高浜市の場合、周りの市町に比べて、そのところどうしても弱くなります。そこをどうやって切り抜けるかというのは、人間の知恵でしかないので、そういうところは、やっぱり考えてやっていただかないと、周りはこうなっているのにここだけ取り残される、そういうことが十分考えられますので、しっかりと先を読んで、どういう課題があって、どういう障害があってということを考えて決めていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時56分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、教育行政について、2点質問させていただきます。

1点目の教員の働き方改革について、教員の長時間勤務と部活動の取り組みについて質問させていただきます。

初めに、教員の長時間勤務についてお伺いいたします。

文部科学省が、4月28日に公表しました公立小・中学校教員の勤務実態調査によりますと、多くの教員が過重労働に陥っている実態が明らかになりました。もはや個人の善意と努力だけではカバーし切れないのが現状で、国を挙げて進めている働き方改革は、長時間勤務を行っている学校の教員に対しても急務と言わざるを得ません。過労死の目安とされている週60時間を超えて働いている教員は、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上っており、平日の平均勤務時間は、小・中学校とも11時間を超えております。

また、1月に連合のシンクタンクがまとめた調査では、1週間当たりの労働が60時間以上の教員の割合は、公立小学校では72.9%、公立中学校で86.0%に上っています。ちなみに、医師は40.0%、建設業は13.7%という結果が出ています。この週60時間を超える労働は、月に換算する

と残業80時間超えに相当すると言われております。月80時間超えの残業が2カ月から6カ月続くと、業務と脳疾患・心疾患の発症との関連が強いとみなされております。

経済協力開発機構が、2012年から2013年に、34カ国・地域を対象に実施した調査では、日本の教員の勤務時間は各国平均より週15時間ほど長く、これは授業だけでなく、生活指導や書類作成など業務が多岐にわたるからです。とりわけ土曜日・日曜日の部活動の担当は大きな負担になっています。

勤務実態と合った給与制度の変更が必要であります。残業代相当分として、給与の4%分が一律に支給されているだけで、何時間働いても基本的に給与は変わりません。その結果、勤務管理がおろそかになり、無制限の時間外勤務を招いている側面も指摘されています。政府は早急に改善策を検討すべきであります。長時間勤務を放置すれば、授業内容を工夫したり、いじめの兆候を見つけたりする心の余裕まで奪われかねません。教員の喜びは、子供たち一人一人と向き合い、成長を支えることにこそあるはずで、教員の疲弊は、本人はもちろん、子供たちにとっても不幸と言わざるを得ません。

時間外勤務が想定されず、残業代が払われない公立学校の教員の勤務制度を改め、時間外労働の上限規制を設けるよう政府に求めるネット署名に、2万人以上の署名が集まったそうです。呼びかけ人のある大学教授は、教員の働き方を問い直さなくては、学びの質は向上できない。学校現場の実態を広く知ってもらいたいと、教員の働き方改革を訴えております。

以下、3点質問させていただきます。

1つ目は、1週間当たりの平均学校内勤務時間が、2006年度に比べて2016年度は、小学校の教員においては53時間16分から57時間25分、中学校の教員においては同じく58時間06分から63時間18分と増加しています。市内の小・中学校の教員の勤務実態についてお伺いします。

2つ目として、現場で頑張ってみえる教員の方は、こうした長時間勤務をどのように捉えてみえるのでしょうか。

3つ目として、静岡県富士市立富士見台小学校では、午後6時以降は留守番電話に設定、職員会議を削減、午後7時までの退勤を目標にするといった県のモデル事業として、昨年度から多忙化解消策に取り組んでいます。ただ、持ち帰りの仕事は増加傾向にあり、子供と接する時間をふやすとの目標に遠いそうです。

文部科学省の音頭で勤務時間削減に取り組む自治体はふえていますが、教員の多忙化解消には、国の行政の改善策の打ち出しが大きな比重を占めていることは当然のことです。しかし、学校みずから改善策に取り組むことも大事であると思っておりますが、御見解を伺います。また、本市の小・中学校においては、独自の取り組みをされていれば、お聞かせください。

2点目として、部活動の取り組みについて質問をさせていただきます。

1点目で述べましたように、教員の長時間勤務の大きな原因の一つが部活動の担当によること

は否定できません。練習試合や大会出場で土曜日、日曜日を費やすことになる部活動の担当は、大きな負担になります。実際、中学校教員の土曜日、日曜日の部活動の指導時間は、10年前の2倍に膨れ上がっております。

大切なのは、学校運営に地域や外部の人材がかかわる、チーム学校の視点であると思います。各小・中学校にスクールカウンセラーの配置が広がったように、部活動にも積極的に外部人材の活用が大事であると思います。地域住民が野球や卓球といった部活動の指導を支援している大阪府の中学校の取り組みなど、参考になる事例は多くあります。また、部活動の休養日を明確に定めた年間計画をつくるなど、教員の負担を考慮した指導体制の構築も急務であります。

部活動などの課外活動に使われた時間は、週当たり7.7時間とOECD調査参加国中1番で、参加国の平均時間2.1時間を大きく上回っております。大半の国が2時間から3時間です。

以下、2点質問をさせていただきます。

1つ目は、この4月から、中学や高校の部活動に地域の文化・スポーツ指導者らが、学校職員として積極的にかかわるようになりました。今回創設されたこの部活動指導員は、部活の顧問につくこともできます。その上で、指導員が単独で生徒を引率できるよう、各体育連盟で規則を改正する方針になっています。教員の部活動負担を減らすためにも、部活動指導員の導入を積極的に進めていくべきであると思いますが、導入の取り組みについて伺います。また、従来の外部指導者の導入状況についても、伺いをいたします。

2つ目として、部活動休養日について質問します。

愛知県は、昨年の16年度に策定された教員の多忙化解消プランに、中学校は平日に1日、土日のいずれか1日、計2日を休養日にすることを盛り込みました。ことしの4月から中学校は週2日、高校は週1日、必ず部活動を休みとすることを義務づけました。高浜市内の両中学校の取り組みについて伺いをいたします。

2点目として、全国学力・学習状況調査、全国学力テストが、小学校6年生と中学3年生が参加して、4月18日に行われました。学力テストの結果は夏に公表されることになっております。全国学力テストは2007年に始まり、今回で11回目になります。

3点質問をいたします。

1つ目として、全国学力テストは10回を超えたわけですが、10回の学力テスト・学習状況調査から見えてきた本市の特徴、特色は何でしょうか。また、課題は何でしょうか。

2つ目として、各学校においては、毎回の学力テストの結果をどのように分析しているのでしょうか。また、学習面、生活面にどのように生かしているのでしょうか。

3つ目として、学校別成績を市町村教育委員会は独自の判断で公表することができることになっていますが、本市においては多くの市町村同様、結果を公表しておりません。過去に行われた10回の調査から、本市の小学校、中学校はどのような推移をたどっているのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終了いたします。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 教育行政について、（1）教員の働き方改革とそれに対する取り組みについて。

まず、教員の長時間勤務についてお答えさせていただきます。

現在、国を挙げて働き方改革が進められており、教員の長時間勤務についても、改善を図るための環境づくりが大きな課題です。

文部科学省は、平成27年7月に、学校現場における業務改善のためのガイドラインを策定しました。愛知県教育委員会では、教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取り組みを進めていくために、平成29年3月に、教員の多忙化解消プランを策定し、この春、各市町村教育委員会に送付されました。本市においても、その内容について各学校へ周知し、改善を図るように、現在取り組んでいるところです。

教員の勤務実態をはかる一つの方法として、在校時間等の状況記録についての実績調査があります。これは、本市では、教員が毎日の出勤、退勤時刻を自己申告制によりパソコンの記録簿様式に入力することにより、正規に割り振られた勤務時間以外の在校時間を1カ月間の合計時間数として算出しています。本調査は、愛知県教育委員会より、平成25年度から11月を抽出月として把握した結果の報告を求められております。今年度からは、週3回（訂正後述あり）の調査を予定しており、この6月が第1回目の調査となっております。内容は、時間外の在校時間が80時間を超えた場合と100時間を超えた場合の教員数の把握です。80時間を超えた場合、校長の面接指導を受けること及び100時間を超えて疲労の蓄積が認められる教員のうち、希望者には医師による面接指導を受けさせることが求められます。

本調査における高浜の小・中学校の実態を報告します。

平成28年度11月調査では、小学校5校で調査対象の正規教員158人中、80時間を超えた人数は16人、これは約10%です。100時間を超えた人数は14人、これは約9%でございます。中学校2校では88人中、80時間を超えた人数は21人、これは約24%です。100時間を超えた人数は22人、25%でした。部活動のある中学校では、小学校と比較して、やはり在校時間が長い実態が明確にあらわれています。

昨年度と比較して、80時間を超えた場合と100時間を超えた場合の教員数の合計は、小学校において、減少した学校は2校、変化なしは1校、増加した学校は2校でした。中学校においては2校とも減少しており、長時間在校者の割合は小学校より多いものの、一定の成果が出ております。

このように、時間外の在校時間の問題はまだまだ改善していかなければなりません。教員は子供たちのために、一人一人に丁寧にかかわりながら、質の高い授業や個に応じた指導を行うた

めに日々努力しております。人を育てる仕事は際限なく、常に高い理想を上げて子供と接している教員にとって、時間はどれだけあっても足りないと感じているのが現状です。時間外の在校時間に行うことが多い業務は、小学校では教材研究やノート点検、校務分掌の仕事です。中学校では、同じ項目に部活動が加わります。その分、先ほどの報告のとおり、中学校職員のほうが、在校時間が長い状況が生まれています。

しかし、学校は、教員の使命感と熱意で運営されています。子供のために教材研究に時間を忘れて没頭する教員や、部活動にやりがいを感じて苦にならない教員の想いややる気も大切にしていきたいところです。もちろん、自身の健康管理、家族との触れ合い、ストレスを発散するための時間も必要です。力を落とさずして、時間を削ることは簡単ではありませんが、学校においては業務改善と環境整備、各自の労務管理を図り、在校時間を削減していくことが大切であると考えます。

ただ、現状のように、学校が教員の長時間勤務によって支えられている状況は、限界に来ていると思います。中でも、教員が一番多忙感・疲労感を感じてしまうことは、やはり問題発生時の対応です。教育基本構想の柱の一つでもある、事故やいじめのない安心・安全な学校・学級づくりを地域、家庭、学校の三者が一体となり、協働して取り組んでいくことも心がけています。

現在、高浜市の小・中学校では、在校時間の削減のために取り組んでいることを申し上げます。

まず、この春の校長会・教頭会等では、全職員19時に退校する日を週に1回設けるように努力することを市教委よりお願いしました。困難であれば、まずは月に1回程度、学校運営に支障のない日に設け、教員の退校を促し、時間外の在校時間の縮減に向けて取り組んでいくことを確認しました。

そのほか、出前授業の精選、負担の多い学年から少ない学年への事業移行、会議の時間短縮、各種報告書の簡略化、校務支援システムの活用、校務分掌の見直し、行事の精選や内容の変更などの工夫をしており、こういった取り組みの積み重ねが大切であると考えます。

続いて、部活動指導における取り組みについて、お答えさせていただきます。

部活動指導員に係る学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、中学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実を図られるようにするものでした。その職務内容は、実技指導や大会・練習試合等の学校外での活動の引率など、教員の多忙化解消につながる内容のものもありますが、保護者等への連絡、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応など、学校教育の一環として行われる部活動において、本来教員が行うべき職務や、教員以外の者が行った場合、保護者の理解や協力が得られにくいと思われる職務があります。さらに、指導する競技の専門的知識だけでなく、免許状は不要ですが、教育に関する深い知識や経験

も必要となり、人材の確保が難しい状況です。

教育委員会としては、これらのことを考え、新たに部活動指導員を積極的に取り入れるよりも、従来の外部指導者のさらなる充実を目指していきたくと考えています。単に教員の多忙化解消だけを考えるのではなく、教員の負担軽減を図りながら、生徒の充実したスポーツ活動と人間形成を支援し、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めていけるようにしていきたいと考えています。

今年度の中学校における外部指導者の活用状況は、高浜中学校は6種目で9名、南中学校は3種目で5名、合わせて14名です。

続いて、部活動休養日についてお答えをいたします。

愛知県教育委員会が策定した教員の多忙化解消プランでは、中学校の部活について、平日に1日と土日のいずれか1日の週2日以上は休養日を設けるとしています。本市では、両中学校とも、月曜日と木曜日の帰りと、土日はどちらか1日を休みとしております。さらに、テスト週間も休みにしております。大会への参加などにより、やむを得ず土日の両日に活動する場合は、代替休養日の確保に努めています。また、生徒の健康面に配慮し、朝の部活を全面的に見直す方向で、両中学校で話し合っております。

今後の国や愛知県の動向として、本年度中に国から運動部活動についてのガイドラインが示される予定です。それを受けて愛知県では、文化部を含めた部活動ガイドラインを作成し、平成30年度に示す予定です。それらを参考にして、教育委員会としてよりよい部活動のあり方を引き続き考えていきたいと思っております。

学校教育の全ては、教員と子供との触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが大切であることを踏まえ、今後も教育委員会、各小・中学校が連携して、教員の多忙化解消に向けて取り組んでまいります。

続きまして、(2)全国学力・学習状況調査に対する取り組みについてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査結果から見た本市の特徴や課題についてお答えします。

なお、昨日の杉浦康憲議員への答弁内容と一部重なりますので、よろしく願いをいたします。

平成19年度に導入された小学校6年生、中学校3年生を対象とする全国学力・学習状況調査においては、主として「知識」に関する問題に加え、主として「活用」に関する問題が出題されております。知識を修得する学習活動と、それらの活用を図る学習活動は相互に関連し合っており、バランスよく効果的に育む必要があります。

しかしながら、これまでの時代の教育は、先進諸国に追いつくという明確な目標のもとで、知識・技能を受動的に習得する能力が重視され、知識の暗記・再生や暗記した解法パターンの適用の評価に偏りがちでした。これからの時代は、国際的にはグローバル化・多極化の進展、国内的には生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷など国内外に大きな社会変動が起こります。このよ

うな中で学ぶ子供たちは、明治以来の近代教育が支えてきた社会とは質的に異なる、予見できない社会で生活し、仕事をしていくこととなります。先行き不透明な時代を生きる子供たちに向かって言えるのは、今後は多様な人々と協力しながら、主体性を持って人生を切り開いていく力が重要になるということです。また、知識の量だけでなく、混沌とした状況の中に問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質や能力が重要になるということです。

平成28年3月に文部科学省が出した高大接続システム改革会議最終報告では、こうした能力は、これまで行ってきた知識・技能の習得を重視した教育では十分に育成することはできないと明確に述べています。そして、今後、社会で自立して活動していくために必要な学力の3要素の育成を重視した改革を推進する必要性について述べております。

学力の3要素とは、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度、知識・技能を活用してみずから課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現する思考力・判断力・表現力等の能力、そして、その基盤となる知識・技能となります。したがって、全国学力・学習状況調査の主として活用に関する問題の果たす役割は、ますます重要になると考えられます。

高浜市の小・中学校においては、これらを踏まえ、各学校において指導の改善を重ね、基礎的な学力である計算や漢字の読みについては全国的にも高いレベルにあります。また、中学校のほうが小学校より正答率が高い調査区分が多く、本市における算数の少人数指導などによる基礎学力の定着・充実の成果があらわれていると言えます。さらに、高浜カリキュラムを通して、目的に応じて必要な情報を読み取ったり、効果的な資料を作成し、活用して話したりすることについて一定の成果を上げております。しかし、活用に関する問題が、知識に関する問題に比べて課題が多いという現状があります。また、正答率の低い子供の割合が一定程度あり、学習内容の定着について課題がある層が存在していることに留意する必要があります。今後も手だてと成果を見つめながら、各校の特性に基づいて魅力ある学びを創出する取り組みを進めていきます。

続いて、全国学力学習状況調査の結果分析とその生かし方についてお答えいたします。

各校においては、調査結果を分析し、よくできていた領域、課題があった領域を明らかにし、その分析結果を保護者に知らせるとともに、ホームページにも掲載しております。また、正答率の低い問題を取り上げ、指導方法の改善に役立てています。例えば、小学校の算数の知識の活用問題についてです。正答率の低い問題には、問題文そのものが長いものや、言葉による説明を求められるものがあります。こういった問題の場合、考えようとする姿勢に加え、必要な情報を取り出し、要約しながら整理する力を高める必要があります。そこで、考えの道筋がわかるような授業展開を図り、みずから考える楽しさや価値を繰り返し体験できるようにします。また、その力を高める場면을意識的に国語や総合的な学習の時間などの教科全般で行います。

日常生活の場面では、読書を通して知識を活用する力を育てています。本市の教育基本構想にある「高浜市が育てていきたい生活習慣」には読書があり、幼保園のころから読書に親しみ、読

書の意義を理解できるようにしています。子供たちは、読書が知識や情報を得ることに役立つことに気づいたり、さまざまな立場や考え方が書かれていることから考えを広げたり、深めたりし、自分の生き方や社会とのかかわり方を支える読書の意義と効用について理解する力を育んでいます。こういった活動を繰り返す中で、みずから考え、判断する価値とそれについての自信が高まるように、自分で考えたことを実践する体験の場を設定しています。

次に、成績の推移についてお答えします。

先ほどから申し上げていますように、小・中学校においては各学校で指導の改善を積み重ね、一定の成果を上げ続けています。本市の成績は全国的なレベルとほぼ同様であり、目立った違いや変化はありません。しかし、先ほども述べましたように、正答率の低い子供の割合が一定程度あり、学習内容の定着について課題がある層が全国よりやや高い位置で存在しています。このことは貧困の問題とも関係していることがわかっており、近年、本市では貧困家庭やひとり親家庭について学習習慣が身につくような支援を各関係者と協力し、全国に先駆けて行い、成果を上げております。

成績の推移については、全国学力・学習状況調査は毎年違う問題であることや、問題自体の改善も行われていることから、これまでの成績の推移として述べることは困難です。しかしながら、学力調査とあわせて行われる質問紙調査の相関関係から、朝ごはんを毎日とるといった生活リズムをつくることや、学習の目標やまとめをノートに書くといった学習習慣の重要性が明らかになっています。学校ではこれらを踏まえ、生活リズムをつくる教育や個人面談を行い、学びに向かう態度の定着を図り、生活リズムを整える大切さを子供が理解し実践できるようにしています。

また、本市の成績が継続して全国と同等なレベルであることから言えるのは、義務教育終了時点の生徒を対象に実施された2012年のOECD、生徒の学習到達度調査——PISAですが——の結果が国際的に高い水準にあったことから、本市も同様に力を育んできたと評価できるということです。PISA調査では、義務教育終了時点の生徒が持っている知識や技能を、実生活のさまざまな場面でどれだけ活用しているかを見るもので、思考プロセスの習得や概念の理解及び各分野のさまざまな状況の中でそれらを生かす力を重視したものです。2015年調査では、読解力の低下について課題が見られましたが、それは本市でも課題にしているところです。今後も、単元構想の工夫を積み重ね、子供に身につけさせたい力や授業の内容や展開が、子供の実態とずれていないかを振り返ること、また、より効果的な授業の展開を工夫し、思考力・判断力・表現力を育み、課題に立ち向かう力を養う取り組みが重要であると考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

先ほど、教員の働き方改革の中で、在校時間等の状況記録についての実績調査の件で、「今年度から週3回の調査」と申し上げましたが、「年3回」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

以上で、答弁を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

今の80時間以上と100時間以上の時間外の在校時間、合計で、小学校では19%、中学校では49%と答弁がありました。本市においても、やはり長時間勤務の実態が浮き彫りになったわけですが、特に中学校においては、100時間を超える教員が25%、4人に1人ということは、これは非常に心配になります。また、一番多い人は何時間ぐらいでしょうか。また、こうした状況、数字をどのように見ておるのか。まず、質問いたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 中学校の長時間労働に関する問題については、教育委員会としても非常に憂慮しているところであり、各校の校長も今年度職員の早期退校を呼びかけるよう、今、取り組んでいるところであります。やはり、原因は、中学校は部活動が中心となっておりますが、それでも、先ほど答弁にも申し上げたとおり、休み時間の、あるいは子供の土日の休みを確保することにより、勤務時間の削減を今、図っているところであります。

100時間を超えて、最高の教員がどれぐらいかというのが、今、手元にありませんけれども、100時間を超えないようにやっていますので、100時間をぎりぎりのところでちょっと超えているんですけれども、大幅に超えている教員は多くありません。それについては、申しわけありません、今、手元に資料がないために、最高何時間かということについては、お答えがちょっと難しいところであります。しかし、学校としては、特に中学校、今年度については、校長が最後まで残って、職員に何時とは今、申し上げづらいですが、ある一定の時間を定めて消灯しようという呼びかけを春から続けておるところであります。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今の答弁に、現状のように、学校が教員の長時間勤務によって支えられている現状は限界に来ていると、こういった今、答弁がございましたけれども、こういったときに、こういったところでこの限界を、先生とか、または校長、教頭は感じているのでしょうか。

それから、もう1点、こういった先生たちの相談体制とか、フォロー体制はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 生徒指導の問題、先ほど答弁の中で申し上げましたが、やはりどうしても多種多様な子供、性格の子もおりますので、いろんな問題を学校ははらんでおります。

先ほどチーム学校ということも議員さんのほうからお話があり、ごもつともだと思って、我々もそれを意識して、今現在、取り組んでいるところでありますが、特に、やはり職員が一番困っ

てしまうのは、問題行動が起きたときに、それに対応して、下手をすともう夜中回っても会議をして対応を練ったりだとか、保護者の対応に当たったりということがあります。そういったときこそ、やはり職員が一枚岩となって、その該当学級や該当学年を支えていくというところが、とても大事な形になってくるだろうと思います。このあたりは管理職を中心として、常にアンテナを高く張って、職員の様子も見守りながら、連絡、相談、報告を必ずするようというところで、常に相談に乗りながら、指導していっているところでもあります。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

3点目ですけれども、教員の働き方改革については、教員みずからが、やはり業務改善について話し合うことも、これは大いに大事だと思います。この点について、各学校で、もし取り組んでいる事例があれば、御紹介をしていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、お答えします。

先ほどの答弁の中にもありましたが、部活動に関しては、日曜日にはできるだけ行わず、土曜日も月に1回は休養日とすると。対外試合等、これから、また夏に向けてふえてきますので、そういった点を踏まえまして、土日どうしてもやらなければならない場合については、翌月曜日の朝は必ずやめる。それから、休養日の代替日を設けるということで、先ほど答弁で申し上げたとおりであります。

それ以外に、行事の見直しとしては、やはり今までずっと当たり前にやられてきたことを、内容を見直しして、例えば授業で実践した、あるいは授業で発表したようなことをさらに深めて、発表会を設ける。新たに何か発表する内容を立ち上げるのではなく、学年の中で、あるいは学級の中でおさめていた学びを、全校に知らせるような形で広めるというような形で、内容を改善してきたりだとか、あるいは校務支援システムに今、入っているわけですが、さまざまな諸事務については、なるべく簡略化できるようにパソコンを活用したりをしております。

あと、小・中の行事でいろんな体育的な行事もあるわけですが、過去には中学校も、小学校も陸上大会を行っておりましたが、中学校がなくなり、今現在、小学校だけになっております。今現在は、水泳の扱いについても、高小のプールの移転に伴いまして、今、中小体連のほうでも検討を図っているところでもあります。

あと、会議についてもできるだけ時間の短縮を図れるように、連絡、報告だけで済む内容と職員の協議が必要なものをはっきりと分けて、事前に知らせて、連絡で済むことは、できる限り会議の場では簡略化していくというようなことも踏まえて、時間の短縮を図っております。

あと、今年度については、出前授業については、総合政策グループさんの協力も得まして、ま

ちづくり事業については、各校今まで全小学校で開催をしておりましたが、希望する学校のみということで対応しております。その希望する学校も、あらかじめ総合的な学習の時間等で、カリキュラムの中にしっかりその授業を位置づけて取り込んでいくと。なので、改めて、出前授業の時間を設けるのではなく、きちんとカリキュラムの中に、年間計画の中にあらかじめ組み込んだ上で、協力して実施していくというような形で、去年は全小学校で行っていましたが、今年度については、そういった計画を盛り込んだ上で、2校から希望が上がっておるところであります。ほかにまだまだあるわけですが、以上といたします。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

この部活動についてお伺いいたします。

今の、従来の外部指導者の件ですけれども、高中とそれから南中合わせて14名の方が今、活動されているという答弁がありました。どんな種目で活動されているのか、また、どのぐらいの割合、活動日数ですね。どのぐらいの割合で、例えば週何日指導、活動されているのか。それから、この外部指導者は、生徒に技術を教えるのが主な目的だと思うんですけれども、これが現在教員の負担軽減にどのようにつながっているのか。それから、どういった過程で採用されているのか。また、待遇面についてもちょっとお知らせください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 今現在、高浜中学校、南中学校双方で、先ほども答弁しましたとおり、高浜中学校では6つの部活動で8名の方が登録をされております。内訳としましては、野球部で1名、陸上部で1名、バスケットボール部で2名、卓球部で2名、剣道部で1名、ソフトボール部で1名です。実は、5月末までもうお一方ソフトボールに見えたわけですが、いろいろな諸事情により、今現在は1名となっております。

南中学校は5名ですが、野球部で1名、卓球部で1名、剣道部で2名、陸上部で1名となっております。

活用の場面ですが、やはりお仕事を持たれている方もありますので、御都合のつくときに学校と調整を図りながら来ていただき、週末の御指導をいただくのが中心となっております。したがって、いろいろな事情により曜日あるいは時間、それから外部指導者の方の御都合もあり、どれぐらいの時間か、何曜日に何回ぐらいかということは個々によりさまざま異なりますので、一概にはちょっと申し上げることができません。

待遇につきましては、学校のほうで、そういった方々に、市のほうからある程度きまった謝礼のほうを支払われております。金額について、申しわけありません、ちょっと金額については、今現在把握を、ちょっと今、データが手元にありませんが、お支払いをさせていただいているところでもあります。

今現在、いろいろなよい点、悪い点もございます。やはり外部指導者の方も、その競技の知識を持ってあって、その競技については指導面でとても知識あるいは技能等をお持ちの方ですが、やはり学校現場となりますと、いろいろな保護者との関係もあつたりとか、万が一、けがや事故が起きた場合、どのように責任をとるのかとか、いろいろな問題がございまして、指導者の方が見えるからといって、学校の教員が一切ノータッチで全くかかわらないというわけにはいかない現状がございます。つきましては、学校の教員の負担のもちろん軽減というのが支えにはなっているんですけども、今現在としては、外部指導者の方に来ていただくことによって、大幅な時間の削減あるいは教員が完全に立ち会わなくてもよいというような現状ではないということで、そういった関係で、国のほうも新たな制度を起こしておるとは思うんですが、今、申し上げたとおり、外部指導者の方については、特に教員免許状を持つ必要がないという状況の中で、いかにそういった教育の専門的な知識あるいは理解、保護者との関係を結んでいくかということが、今後の課題になってくるであろうというふうに思われます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 愛知県では、2018年度以降、今、答弁はありましたけれども、部活動休養日の拡大または朝練の廃止など、さらに踏み越えていこうというふうな検討をしております。ただ、生徒によって、部活動が余りなくなると嫌だとか、または朝練はやってほしいという、こういった生徒もおります。そういったことで、やはり、どうか学校でも朝練を単に中止だとか、または部活動の短縮だけではなくて、やっぱり生徒の声もしっかり聞いた上で取り組んでいってもらいたいと思います。これは別にいいです。

最後ですけれども、先ほどの全国学力・学習状況調査について、1点だけお伺いして終わります。

少人数指導または学習支援事業、さらには高浜カリキュラムの実施等によって、本市の成績が全国的なレベルにあるとの答弁をいただきました。改めて、教職員の方たちの努力に感謝申し上げます。

1点だけ質問します。

この調査結果が公表されたのを受けて、教育委員会または校長会等で、この調査結果について話し合ったり、または検討会を持っているのでしょうか。もし、あれば、どういったことを検討されているのか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 今の点につきましてお答えします。

テストの検査の結果が出たところで、学校でまず分析をいたします。それをもち寄って、特にこれは教務の勉強の関係が中心になりますが、教務主任者会等で各校のよくできたところ、でき

なかったところ等を持ち寄って、話し合いをして、次年度、今後の指導に生かしておるところであります。

高浜市といたしましても、各学校から上がってまいりました各種成果や課題、それを取りまとめまして、高浜市の結果として、これも公開をしておるところであります。

一応、高浜市の結果について、28年度について、よくできたところと課題があるところについて簡単に述べさせていただきます。

小学校においては、国語はよくできていた領域として、目的に応じて図と表を関係づけて読みだりする読むことということです。課題がある領域としては、書くことということです。それから、特に内容としては、目的や意図に応じて書く事柄を整理することが苦手であるということがあります。あと、国語のBで活用に関するところでも、同様に話すこと、書くことが課題となっております。

算数では、よくできていた領域としては、数量や図形についての技能がよくできたという結果が出ております。あと課題がある領域としては、相反するようですが、その中でも同じ数量や図形についての技能でも、少数の加法の計算が特にできなかったということが課題になっています。

活用場面では、考え方がやはり問題になりますが、数学的な考え方についても表裏一体となっております。示された条件をほかのものに置きかえて検討し、同じ決まりが成り立つかどうかなどの考え方については大変よくできたんですが、ある事象を解釈して、用いられている考えを別の場面に適応して考え直すというような力は弱いというところがあらわれています。

中学校においても、得点は、中学校は上がっておりますが、子供は算数好きなのは小学生で、中学校になると、算数・数学が苦手になるというのは、こちらは傾向としてあらわれています。ただ、得点についてはとても高いです。

中学校3年生で行われた傾向としては、国語のほうは、よくできていた領域としては話すこと、聞くこと。あと知識・理解についてはもちろんです。課題がある領域についても、裏表で、話すこと、聞くことに課題が残っておりますが、特にその中でも、互いの発言を検討して、自分の考えを広げたり、資料を効果的に活用して話すことが特に問題があるという傾向があらわれておりました。国語の活用に関する問題としては、よくできていた領域として、読むことの必要な情報を読み取る力はあるのですが、また反面、課題を決めて、それに応じた情報の収集について考えたり、情報を読み取った後、根拠を明確にして、自分の考えを書くことが苦手であるという傾向があります。

あと数学については、よくできていた領域として、数学的な技能が挙げられます。知識・理解も高い値を示しています。課題がある領域としましては、同じく表裏一体ですが、数学的な技能の中でも、数量の関係を文字式にあらわすようなこと、あるいは具体的な場面における数量の関係を捉えて、比例について立式すること、特に比例に関する問題については、今回、大きな課題

となっていることが明らかになっています。

あと活用に関するものにつきましては、数学的な見方や考え方は課題が残っております。数量の関係を数学的に表現したり、事柄が成り立つ理由を数学的な表現を用いて説明する力を今後伸ばしていきたいと考えております。

こういった点について、あくまで市全体の一般的な傾向ですが、各学校においては、各学校の傾向をしっかりとつかんで、それぞれの学校で教務主任を中心に分析をしたこと、あと数学でいうと、少人数の先生方とも、そういった苦手な部分、弱い部分について、今後どのように指導をしていくかということをしっかり検討した上で、授業のほうに生かしておるところであります。

以上です。

○15番（小嶋克文） これで一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時。

午後1時51分休憩

---

午後1時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、教育行政について。一つ、公共施設あり方計画について。一つ、平和行政について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してある3問について質問いたします。

教育行政について。

就学援助制度の拡充について。

2015年に政府が発表した最新数値では、子供の貧困率は16.6%、約6人に1人となっており、年々増加しています。貧困の問題が大きな問題になっている中、新1年生の子供を持つ家庭では、学用品をそろえるために苦労しています。

経済的に困っている家庭の小・中学生が受けている就学援助に入学準備金があります。これまで入学後の6月から7月ごろになっている支給時期を、入学前の2月から3月に前倒しする自治体がふえています。

文部科学省は、ことしの3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小・中学生への入学準備金を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を出しました。日本共産党国会議員団が「必要な時期に必要な額を」と文科省に改善を求めてきたのを受けた内容です。援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう、交付要綱の一部を改正し、これまで「児童又は生

徒」としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず小学校入学前の時期に支給できることになりました。しかし、高浜市は何ら変更はなく、「ことしは7月ごろになります」との返事でした。

就学援助の拡充を求める各地の運動に押され、入学前支給に踏み切る自治体が広がる中、日本共産党の畑野君枝衆院議員は、実施している自治体の取り組みを示し、「国としても前倒しの支給を決めよ」と求め、文部科学省は「中学生は可能、小学生は鋭意検討中」と答弁。さらに畑野議員が「8日の答弁内容を各自治体へ通知し、周知を」と求め、松野博一文科相は「小学校に入学前の者についても国の補助対象にできるよう、補助金の交付要綱の改正を検討している。前向きに対応したい」と答弁し、文科省は通知を出すことを約束していました。

また、入学準備金の単価については、実際に必要な金額に比べ入学金単価が低過ぎる実情を示し、「無償にふさわしい抜本的な見直しが必要だ」と要求。馳浩前文科相が改善を表明し、2017年度予算で単価が倍増されたものです。

そこで、高浜市は、この就学援助制度の小学校入学時の前倒し支給を、昨日の同僚議員の質問に、平成30年から支給するとは答弁されませんでした。改めて答弁を求めます。

貧困対策について質問いたします。

現在、6人に1人が貧困家庭だと言われています。先日、6月4日にも子供の貧困について放送がされていました。足立区で対策をとり始めたのが日本では最初とかで、子供の貧困の連鎖があらわれてきたことから、連鎖をとめるためにも対策をとる必要があると考え、対策をとり始めたとのことでした。

高浜市でも、ひとり親家庭や貧困家庭など対策をとっていますが、現状はどうなっているのか、お示してください。

学校給食について。

どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食です。学校給食の無料化は、義務教育は無償という憲法の原則からも、子供の健やかな成長を保障するためにも、そして子供の貧困予防対策としても大きな意味があります。

岡崎市は4月だけ無償化しました。大口町は2分の1補助、大治町は1カ月150円補助、岩倉市や清洲市は第3子以降、ほかに全国でも55自治体が無償に踏み切ったとあります。

高浜市として、無償化の計画はどうなっているのか、実施する考えはないか、お聞きいたします。

学校図書の活用について。

学校司書について、昨今、子供や若者の活字離れが深刻になっています。学校現場では、受験に照準を合わせた授業と過大な学習内容によって、子供に読書をするゆとりの時間が少なくなっていることや、テレビやメディアの多様化が進み、本以外にも情報を得る手段が多くなっている

などが原因とされています。しかし、子供の多くは本を読むことが嫌いということではなく、ゆっくり読む時間がないというのが子供の実態とも指摘されています。

多くの方が経験されているように、本と出会いは人生の大事な転機にもなるものです。「こんな本があったけど、よかったよ」「一度読んでごらん」などと橋渡しをしてくれる人がいることによって大きく世界が広がることがあります。学校図書館は子供たちにとってそんな役割を担っています。

ところが高浜市の学校図書館には専任の司書が配置されていません。そのために、せっかくの蔵書が十分に活用されているとは言いがたい状況となっています。

学校図書館法が改正され、12学級以上の学校では1人以上の司書を配置するようになりました。しかし、クラスを持ち、授業の受け持ちがあり、子供に鍵を持たせて休憩時間など図書の時間、貸し出しをさせている状態では、司書の仕事を十分こなすことはできません。これを解決するためにどのような見解をお持ちか、お聞きいたします。

少人数学級の進捗について。

学校の不登校児は、いろいろな問題、理由で不登校になっていると、3月議会の資料がありました。しかし、学校で一番寄り添っているはずの先生方が理由をはっきりつかめない状態があり、問題があります。さらに問題が重なっていることもあるでしょう。小学校1、2年生、中学1年生は現在少人数学級になっています。少人数学級になると、一人一人の細かいところまで目が届くことは言うまでもありませんし、先生の教師力もアップするでしょう。他市の少人数学級を行っているところを見本として、少人数学級を進める工夫を求め、答弁を願います。

次の過重労働の教員の状況の解決については質問を打ち切って、次に進みます。

## 2、公共施設あり方計画について。

高浜小学校等整備事業について。

車両の出入り口について、先日、高浜小学校等整備事業について設計図が公表されました。それを見ると、運動場が狭いのではないかとということと、駐車場に入る、出る、この問題で約200台が出入りするとなると、時間がかかりかかってしまいます。この時間について、どのような対策をとろうとしているのか、見解をお答えください。

この設計図は提案時のものとの断りがありますが、運動場について、トラックや直線コースはあるけれども、運動会など父母が見学に来る際に、父母の見学場所、休憩場所等とれるのか。また、児童が競技をしているときに、競技をしていない児童が応援や休憩などをする場所は確保されるのか。最近では父母だけでなく、父と母両方の祖父母も応援に来る方が多くなりました。「これで大丈夫なのか」と声が上がっています。お答えください。

さらに、父母の説明会は行われていますが、小学校整備事業とはいうものの、モデル事業として整備していくとのこと。また、体育館は体育センターのかわり、地域で1つしかなかった

ホールを体育館に機能整備するとしています。地域の方も利用する体育館となります。公民館は地域の施設となります。ゆえに、父母だけに任せてはならないと考えます。説明会を地域で開くよう求めます。お答えをお願いします。

3、平和行政について伺います。

高浜市議会は、1996年3月28日、市議会最終日に、高浜市非核平和都市宣言に関する決議を全会一致で採択しました。この決議は、1995年の3月議会に共産党議員団から提出され、各会派が決議案を持ち寄り1年間にわたって慎重に協議し、ようやく案文がまとまり、議会での発議から1年を経て日の目を見ることができたものです。

議会が非核都市宣言を決議したら、市としても宣言して、市が両輪の輪といつも言われるようにされてはいかがでしょうか。議会も市当局も平和都市宣言のための努力が期待されると同時に、平和行政をどのように充実・推進するかが問われています。

世界的には、ことし3月にはニューヨークの国連本部で核兵器禁止条約の第1会期の国連会議があり、アメリカを初めとする5つの核保有国はボイコットしました。しかし、国連会議は、国連加盟国の6割を超す115の政府の参加とともに、全世界から市民社会の代表が参加して、妨害をはねのけて堂々と成功させました。核兵器廃絶の署名が国連に積み重ねられ、世界から集まっています。

ホワイト議長は、日本の七夕の日までには核兵器禁止条約の採択を行う決議を表明しました。これが実現しますと、ことし中には人類史上初めての核兵器禁止条約が誕生する可能性が生まれています。すると今後は、条約に参加していない国は署名しようという運動を世界がすることになります。これが世界の動きなのです。

このような動きの中で、平和首長会議について、瀬戸市と高浜市の2つの自治体が加盟していません。近隣市の方からも、「高浜市は平和首長会議にまだ加盟していないね」と言われます。ぜひ、速やかに加盟をされるよう求めます。

前回質問したときに、会議に加盟しなくても平和行政は行っていけるとのお話でしたが、会議に加盟してこそ世界的な動きもつかめるのではないのでしょうか。また、市として取り組む課題も明確になるのではないのでしょうか。お答えをお願いします。

次に、近隣市では、核兵器禁止、原水爆禁止のパネルを購入して、市民がそれぞれ利用、市としても期間を決めて展示会を開くなど、市民に核兵器の悲惨さを忘れないようにと取り組んでおられます。高浜市としてもパネルを購入するお考えはないか、お答えください。

学校現場で核兵器の残虐さを話して聞かせる学びの場面が行われていないと考えます。この点についてもお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、教育行政について、内藤とし子議員の（1）から（5）まで

ですが、お答えしたいと思います。

まず、就学援助制度の拡充についてお答えいたします。

なお、さきの小野田由紀子議員の答弁内容と重複する内容もありますことを御了解いただきたいと思います。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定されていることを根拠に実施されています。ただ、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、要保護児童生徒援助費補助金により、その経費の一部を補助しております。

なお、平成17年3月に、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正により、準要保護世帯への国の援助が廃止され、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している状況でございます。

生活保護の対象に準ずる程度に困窮している小・中学生である準要保護者への就学援助については、生活保護法の保護基準のような全国共通の認定基準がなく、かねてより準要保護の認定が市町村教育委員会の独自の基準と方法で行われています。本市の場合、国の基準額に準拠して、毎年度単価を設定しております。

そこで、まず、単価の見直しについてですが、平成29年3月31日付の文部科学省初等中等教育局長通知では、新入学児童生徒学用品費等について、小学校の新入学学用品費等を平成28年度は2万470円でしたが、平成29年度は4万600円に、中学校の新入学学用品費等を平成28年度は2万3,550円でしたが、平成29年度は4万7,400円に見直しています。

本市におきましても、平成29年度については、新入学児童生徒学用品費等を国の基準額に合わせて見直しを行い、支給していく予定でございます。

また、新入学児童生徒学用品費の支給時期の前倒しについてですが、本市の場合、現在、前年度の所得状況等を確認した上で認定を行い、6月に支給している状況であり、入学年度前の支給を行うためには、前々年度の所得状況等を確認する必要が出てまいります。要するに前倒し支給するためには事務量の増加などさまざまな課題が想定されるところですが、通知の趣旨を考慮し、今後は先行実施している自治体を参考に課題を整理し、今後の実施時期について検討していきたいと考えています。

次に、(2) 貧困問題についてお答えいたします。

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ連鎖する、いわゆる貧困の連鎖を防止するためにも、みずから将来を描くことができるような支援を行うことは重要でございます。

本市では、生活困窮家庭の子供に対する支援として、平成27年度から学習等支援事業「ステッ

プ」を実施し、本年度で3年目を迎えています。事業対象者は、生活保護または就学援助受給世帯に属する中学生と高校生で、不登校の中学生や高校生も参加しております。

平成28年度の年間実績では、実施回数62回、年間の延べ参加人数は926名となっており、1回当たり約15名の子供たちが参加しています。「ステップ」では、学習の支援に加え、地域の方々との交流やキャリア教育も実施し、子供たちの社会的自立に向けた取り組みも行っています。

平成28年度の成果の一つとしまして、「ステップ」に参加していた中学3年生の生徒の全員——これは9名でございますが、おのこの希望する進路に進むことができたことが挙げられます。貧困の連鎖を防止するためにも、子供たちの進路選択とその支援は大切だと考えております。

新たに、平成28年度からは中学生から高校生まで対象者を拡大し、あわせて高校中退防止に努めています。現在まで、「ステップ」参加の高校生で中退したという事例はありません。子供たちが高校を卒業するまで、進学そして就職に必要な支援を続けていきたいと考えています。

今後も、地域の方々のお力をいただき、「ステップ」を通して、高浜市の将来を担う子供たちの健やかな成長を支援してまいります。

続きまして、(3)学校給食についてお答えいたします。

まず、学校給食法第11条により、施設や設備等に関する経費を学校の設置者である市が負担し、これら以外の経費として、食材費は保護者負担とされております。

また、憲法第26条第2項の義務教育の無償につきまして、昭和39年の最高裁の判例では、「同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない」とされています。したがって、この判例からも、学校給食費を無償化することは適当でないと考えております。

なお、学校給食費を無償化した場合、給食の食材費を一般財源にて予算措置しなければなりません。そうした場合、今年度の児童・生徒数で積算しますと、小学校で約1億6,000万円、中学校で約9,000万円、小・中合計で約2億5,000万円の一般財源での予算措置が必要となる見込みでございます。

続きまして、(4)学校図書館の司書の活用についてお答えいたします。

まず、学校図書館の役割でございますが、学校図書館法第2条では、「学校図書館とは、小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう」と定義されております。

そして、学校図書館は、学校教育の目的達成と充実を目指して設けられた学校施設で、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待され、次のような機能が求められているところです。

まず1つは、読書センターとしての機能です。学校図書館は、児童・生徒の想像力と学習に対する興味、関心等と呼び起こす読書指導の場であります。学校教育の一環として、全ての子供に本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える必要があります。

2つ目は、学習・情報センターとしての機能です。学校図書館は、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集、選択、活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する必要があります。そのために、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常の学習指導において積極的に活用したり、授業で学んだことを確かめ、広げ、深める資料を集めて読み取り、自分の考えをまとめて発表したりするなど、児童・生徒の主体的な学習活動を支援することが重要になります。

3つ目は、教員へのサポート機能です。学校図書館は、学校図書館法に位置づけられているように、教員のために図書館資料の収集、整理、保存、共用を行う施設でもあります。教科指導のための研究論文や教師向け指導資料、教材となる図書などを集めて教員が使えるよう整備を進めていく必要があります。そのほか、子供たちの居場所としての機能も有するとされています。教室内の固定された人間関係から離れ、異学年の児童・生徒とのかかわりを持ったりすることができる心の居場所としての機能も有しています。

なお、学校図書館の整備を図る上で、やはり蔵書の整備が中心になるとは思いますが、それだけをもって学校図書館の正しいあり方を図ることはできないものと考えています。現在の学校図書館の現状把握とともに、児童・生徒のニーズや学習のためのニーズ等の把握に努め、利用価値のある学校図書館にしていく必要があります。そのためには、人の手を入れることも重要な要素の一つであると考えております。

学校図書館法第5条において、教諭等をもって充てる司書教諭を置かなければならないとされており、現在、市内全小・中学校で配置し、司書教諭を中心として学校図書館の充実に向けて努めているところですが、教諭である以上、授業や担任を持ちながらの兼務で図書館の運営に当たっているのが実情で、課題であるとも考えております。各校の司書教諭は、志を持って司書業務にも当たっていますので、限られた時間の中では、みずからが思い描く理想の図書館にはなかなか至らないのも事実であります。そうした司書教諭がカバーできない部分を、図書委員である児童・生徒や図書館ボランティアの皆さんにサポートしていただいている状況です。特に図書館ボランティアの皆さんには、月に一、二回、5から10人ほどで学校を訪れ、本の魅力を伝えるため読み聞かせを行ったり、学校図書館をより魅力的な空間とするため、図書の整理をしたり、壁面をその季節に合わせたデザインにディスプレイしたり、傷んだ本の修理を行っていただくなど、司書教諭ではなかなか手が届かない部分をカバーしていただいております。

また、学校図書館法第6条に、「学校には、司書教諭のほか学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図

書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならない」と規定されております。この学校司書の導入につきましては、導入の必要性の有無も含め、学校側の学校図書館担当の教員を交えて検討していきたいと考えております。

続きまして、（５）少人数学級の進捗状況についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校１年生で35人学級が実施されております。愛知県においては、県の独自措置として、小学校２年生と中学校１年生においても35人学級が実施されております。市の独自措置として少人数学級を他学年に拡大することはできますが、新たに必要となる学級担任は、高浜市が常勤講師として配置する必要があります。そのため、まず、財政的な措置がなされることが必要な上に、仮に予算確保でき拡大配置することができたとしても、必ずしも講師の質が担保できるとは限らず、少人数学級の拡充については慎重な対応が必要であります。

高浜市としましては、愛知県採用の正規教員の配置を前提とした少人数学級の拡充につきまして、引き続き県への要望を続けてまいりたいと考えております。さらに、国や県の施策で少人数学級が拡充された場合は、各学校においては教室数の不足という問題も発生してくることも踏まえ、今後、児童・生徒数、学級数の動向を見極めながら、あわせて建築計画も検討していかなければなりません。今後の大きな課題でございます。

少人数学級の主な狙いとして、学校において教員が子供たち一人一人に目の行き届いたきめ細やかな指導を充実させ、生活習慣の改善を図ったり、学習意欲の向上や指導の充実を図ったりすることにあります。現在、高浜市では、３年生以上は、県の少人数加配に加え、市でサポートティーチャーを雇用し、小学校で算数・国語、中学校では数学・英語を中心に基礎の定着と発展的な学力の向上を目指して、少人数指導においてきめ細やかに対応しております。

また、スクールアシスタントやスクールサポーターを雇用し、学校・学年の実態に応じて、全学年を対象としたチームティーチングを実施したり、支援が必要な子供の生活・学習支援に当たったりしてきめ細やかな指導を充実させております。

高浜市では、少人数学級とあわせて少人数教育を総合的に進め、他市と比較しても遜色のない支援ができていると考えます。

続きまして、２、公共施設あり方計画について、（１）高浜小学校等整備事業についてお答えいたします。

高浜小学校等整備事業については、これまでも御説明させていただいているところでございますが、現在の高浜小学校校舎は、昭和34年に南校舎が建設された後、昭和42年に北校舎、昭和45年に体育館、昭和60年に中校舎が建設され、特に南校舎においては建設後57年を経過しているところです。耐震工事は完了しているものの、躯体や外壁の欠落、鉄筋の露出等著しく老朽化が進行しており、一日も早い建てかえが求められているところです。

本市では、公共施設が抱えている老朽化についての課題の解決を図るため、平成23年度に公共施設の実態を取りまとめた「高浜市公共施設マネジメント白書」を作成した後、平成26年6月に策定した高浜市公共施設あり方計画案では、高浜小学校の整備については、老朽化が顕著な小学校の建てかえに合わせ、他の公共施設との複合化を図るためのモデルケースとして位置づけられているところです。

高浜小学校の立地状況は、敷地の東側には名鉄三河線が隣接、西側は県道名古屋碧南線、北側は幅員約3メートルの市道、南側は幅員約7メートルの市道にそれぞれ隣接しています。車両の出入り口につきましては、西側からが中心になってまいります。当然、イベントなどの際は、多くの車両が駐車することが考えられます。

学校がかかわるイベントとしては、学芸会や演奏会などが考えられますが、これまでと同様、イベント当日には教職員を中心に誘導に当たり、円滑な車両の出入りや歩行者の安全確保に努めてまいります。また、その他のイベントにつきましても、担当部署を中心に必要に応じて警察等とも事前に協議し、円滑な車両の出入りや歩行者の安全確保に努めていくことになると考えております。

ちなみに、最も大きなイベントの一つである鬼みちまつりの際は、高浜小学校が駐車場の拠点となっており、多くの車両が駐車していますが、車両の出入りの際に道路が大渋滞するなどの状況は発生していないというところでございます。

また、小学校のグラウンドについてですが、現在設計の段階であり、詳細な面積は把握できない状況ではありますが、運動会の際には、これまでどおりトラックを囲んで児童が椅子を並べて応援するだけの広さは確保できる予定でございます。

また、市民への説明についてですが、本年3月定例会での答弁内容と重複しますが、高浜小学校等整備事業につきましては、高浜小学校の建てかえが大きな要素を占めていますので、通学しているお子さんを持つ保護者の皆様が最も関心をお持ちであると考えております。そうしたことから、ことし1月21日ではありますが、非常に多くの保護者が参加いただきましたが、プールの件、工事中の安全確保や学校行事等への影響について概要を説明させていただきました。

また、ゴールデンウィーク中の5月1日の午前10時からと、つい先日ですが6月10日土曜日の午後6時から、より具体的な説明ができる状況となりましたので、学校側とも調整し、改めて保護者向けに説明の機会を設けさせていただきました。内容については、4月25日の全員協議会で御説明した内容で、レイアウトについて、建設工事のスケジュールについて、水泳指導のあり方についてを説明させていただきました。

保護者以外の市民の皆様には、3月26日に「いっしょに考えよう！学校を拠点とした公共施設のカタチ」と題してシンポジウムを開催し、動き始めた高浜小学校等整備事業について説明させていただくとともに、コーディネーターにより、参加者から事前に質問をいただいたことについて

て全国の事例などを紹介いただくとともに、職員の説明なども交えて理解を深めていただくよう努めてまいりました。

また、2月6日の町内会・行政連絡会等におきまして、希望される方の御都合に合わせて説明に何うトーク&トークといった制度の活用を御案内いたしました。あわせまして、市のホームページや広報たかはまなどでも周知してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、内藤とし子議員の3問目、平和行政についてお答えいたします。

我が国を取り巻く情勢におきましては、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射並びに核実験など、我が国の安全を脅かす幾つかの国際問題が継続しており、恒久平和の大切さを改めて考えさせられているところでございます。

まず、非核自治体都市宣言についてでございますが、日本非核宣言自治体協議会のホームページで確認いたしましたところ、近隣5市では、本市と知立市の2市が非核宣言自治体一覧に掲載されております。

議員も述べられたとおり、本市におきましては、市議会の皆様が平成6年3月議会において高浜市非核自治体宣言実現に向けて決議をされているところでございます。

これを受けまして、日本非核宣言自治体協議会では高浜市は既に非核宣言自治体として認知をされており、改めて行政として宣言を行う必要はないものと考えております。私どもといたしましては、宣言をする、しないにかかわらず、行政という立場で引き続き平和行政を推進していく考えでございます。

次に、御質問の平和首長会議への加盟についてでございますが、平和首長会議の活動につきましては、都市相互の緊密な連帯を通じて恒久平和の実現に向けて取り組んでおられるということで、その活動は意義深いものであると認識をいたしております。

県内各自治体の加盟状況につきましては承知いたしておりますが、平和首長会議に加盟していないから市として平和行政を推進することができないということはないものと考えております。したがって、平和首長会議に参加する、しないにかかわらず、今後とも市民福祉の向上を図るための行政を推進していくことを基本的な姿勢として取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在のところ、平和首長会議に加盟する考えは持ちあわせておりません。

次に、原爆パネルを購入し、展示会等のイベントを開催してはどうかという御質問でございますが、御承知のとおり、本市ではこれまでも平和に関するさまざまな啓発イベント等を実施してまいりました。

中でも、かわら美術館におきましては戦争や平和をテーマとした企画展を随時開催し、多数の

御来場をいただいているところであり、近いところでは、昨年8月14日にかわら美術館で開催いたしました企画展「PLAY」において、「平和を祈る朗読会」と題し、終戦の日になみ、平和の祈りを込めて戦争体験の手記などの朗読会を開催いたしましたところでございます。

なお、本年につきましても、7月8日からかわら美術館において開催されます企画展「みえるような、みえないような」の関連行事といたしまして、8月13日に、戦争や平和をテーマにした絵本の「平和を祈る朗読会」が開催される予定と伺っております。

このように、平和行政の推進につきましては、これまでもかわら美術館での企画展などを通じて取り組んでいるところであり、資料などについても不足しているとは考えておりませんので、今のところ原爆パネルを購入し、活用していく予定はございません。

次に、学校現場での取り組み、小・中学校における平和教育についてでございますが、教科指導の中では、国語・社会・道徳・総合的な学習の時間などの授業や全教育活動を通して、命の大切さ、他者尊重、国際理解、人類愛、世界平和などに関する学習を展開しております。

平和教育の前提にあるのは、お互いの立場、考え方の違いを理解し、尊重することにあります。例えば、男の子と女の子、運動の得意な子とそうでない子、日本人と外国人など、それぞれの違いを認め、尊重することを児童・生徒の実態に応じて繰り返し学んでおります。

こうした中で、対話することの重要さと合理的な解決の糸口を学んでいく過程を通して、命の大切さ、相手を思いやり尊重する気持ちが育まれていくものと考えております。

最後に、行政をお預かりする立場として、今後とも高浜市が平和な中で市民の皆様とともに発展していけるよう市民福祉の向上を図るとともに、平和行政もあわせて推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） さきの就学援助制度の拡充について伺います。

国も支給を認めて、また、何よりも就学援助を求める家庭であれば、保育園に行っているといっても、入学準備の学校訪問とかあるわけですから、就学準備をするタイミングといえますか、そういう折を見て就学援助が必要か、文書で尋ねるとか、方法はあると思うんです。

就学援助の金額がふえたことは評価できますが、入学時に間に合わなくては、お母さん方は苦労して準備しなくてはなりません。貧困の連鎖を断ち切ろうと国を挙げて言っているときではないですか。3月に前倒し支給しても、お母さんたちは決して楽になるわけではないんです。次々に出る負担で、負担しなくてはならないことが次々に来ますので、国保が滞納になっていると言われる方もあります。そういうお母さんたちの状況を考えて、ことしはだめだったかもしれませんが、来年度の新入学の学用品費をぜひ来年度は実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 内藤議員がおっしゃる内容は非常によくわかる内容で、我々としても、今、準要保護の就学援助世帯については、市の一般財源をもって支払わせていただいているところですが、先行実施している自治体に少しお話を聞きますと、やはりいろいろな課題が最初出てくるということも伺っております。

我々としても、決してやらないということは言うておりませんので、実施時期をなるべく早く見定めながら、実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） やらないとは言ってはみえませんが、来年度の実施時期に、ぜひやる方向で検討していただきたいと思うわけですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、課題を整理するということから、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

もし来年度に実施となりますと、先行している自治体のお話を聞きますと、私どもと今同じような状況に置かれていたときに、まず、9月の補正予算に上げなければならないと。その前に、当然、支給対象者が何人になるのか、あるいは先ほど教育長の答弁で制度設計と申し上げましたが、実際に3月の時点で認定した上でお支払いしたものの、4月の時点で引っ越してしまった場合とか、そういった場合の対応策についてもしっかりと事前に調整しておかなければならないということも伺っております。

そういったことをまず精査・検討しながら、今後なるべく早い段階で実施していきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 9月に補正を上げなきゃいけないとか、でも、知立でも一昨年からやっているわけですから、そういうよその状況を聞いてやれば良いと思うんですね。

引っ越しするなんていうことは、そう数の多いことではないでしょうし、やっぱり実施を先に、来年の3月には実施するんだということをはっきり決めてかかるのが、この場合、特に貧困家庭ばかりとは言いませんが、就学援助を必要としてみえる方たちにとっては、それが一番必要なのではないでしょうか。その点でお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 繰り返しの答弁になって申しわけありませんが、内藤議員の言われていることは非常に我々もよくわかるところでございますので、これまで年度前に実施を見送ってきた経緯がありますけれども、今後はそういった趣旨も酌み取りながら、少しでも早目に実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番 内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ぜひ、来年度は実施していただくように、その予定でいろんな作業を進めていっていただきたいと思います。

それから、貧困問題についてですが、高浜市の貧困率の調査というのは出ているのでしょうか、お聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（木村忠好） 貧困率ということでは集計はしておりません。例えば、生活保護の受給世帯、また、就学援助の受給世帯等の中学生の生徒さんがおよそ170名ぐらいおみえになります。中学生の全校の生徒が1,500人程度と聞いておりますので、そういった方から考えますと、およそ10%ぐらいなのかなというふうに考えております。ただし、これにつきましては、全国で集計をとっております貧困率というのが、平均年収の半分以下というところで物差しが違いますので、一概には私ども今お話ししました10%というのが正しいかどうかというところは判断しにくいところですが、そういう状況にあるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜の、ぜひ調査もしていただきたいんですが、県の調査結果も出ていますので、昨年12月ですか、調査したのがありますので、そういうのを見て、調査といたしますか、はっきりした状況をつかんでいただければ、また、やらなきゃいけないこともはっきりしてくると思うんです。

それから、児童扶養手当の支給方法なんですが、今、4カ月まとめて支給していると思うんですが、そういうのを毎月支給に改善することはできないのでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 今、議員からお話がありました児童扶養手当の支給回数については、現在国のほうでも検討に入っているというふうに伺っております。ただ、今現在、支給回数については法律のほうでしっかりと明記がされておりますので、その点については今後の国の動向を踏まえて対応していくということになるかと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国のほうは、今はまだ4カ月まとめてやっているということなんですが、市独自で改善を行って毎月支給にすることはできると思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 先ほども申し上げましたが、支給月については法律のほうで明記がされております。したがって、市のほうで定めることはできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 学校給食のことについてですが、学校給食無償化は考えていないというお話でしたが、せめて第3子とか、多子世帯ですね、第2子とか、第3子以降というんですか、そういう考えはありませんか、お聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども教育長の答弁で申し上げましたが、現在のところ、学校給食費を無償化することにつきましては考えを持っていないところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜は福祉のまちだと言っていますけれども、なかなかそういう細かいというか、子供たちのためには余り温かくないところが多いと思うんですね。

それで、学校図書の関係ですが、図書館の学校司書というのを今後検討するというお話ですが、前向きに検討するのか、後ろ向きに検討するのか。前向きに検討していただかなければ何もなりませんので、その点をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） これも答弁の中で少し触れさせていただきましたが、現在、学校図書館につきましては、さまざまな方が図書館ボランティアでかかわっていただいております。そういった方々との兼ね合いもありますが、やはり我々としても、現在、司書教諭が十分な活躍をしているかといえば、志を持って司書業務に当たっていながらも、なかなかそのとおりに司書業務に当たっていないという実態もあります。そういったことも踏まえながら、今年度、学校図書館の担当となっております先生がおりますので、そういった先生方を集めて意見も伺いながら、学校の先生側がどうしても必要であるという場合であれば、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 少人数学級の関係ですが、今、サポートティーチャーなんかを入れて少人数指導をしているというお話がありましたが、少人数学級というのと少人数指導というのは、ちょっと違うと思うんです。少人数指導というのは、早く言うと、よくできる子と、ちょっと難しい子とを分けてしまうような指導方法だと思うんですが、みんな一緒に、やっぱり子供は子供に教えてもらうとよくわかる。

翼小学校でいじめがあって、子供がおばあちゃんにいじめがあったと言ったことから、お父さんにも話をして——お母さんがみえないお家ですので、お父さんとおばあちゃんと子供と先生に話をしに思い切って行ったんですが、その後いじめはおさまったんですが、その関係で子供さんが、とっても数学の得意な同級生から教えてもらうチャンスが生まれて、すごい点数が一遍によくなったという経験があるんですね。

そのように、やっぱり子供は子供にわからないところを教えてもらうというのが大変勉強にな

るわけで、そういう面での少人数学級も必要ではないかと思ひます。ぜひ一考をお願いします。

それから、公共施設のあり方計画についてですが、車の出入りで、そんなに、鬼みちまつりでも混むことはなかったというお話ですが、鬼みちまつりだけではなくて、これから高浜小学校、いろんな面で中心の施設として使われていくことになるわけですから、本当に出入りのときに大変になるのではないか。出るにしても、入るにしても、1時間も時間がかかるとすれば、青木通りを通る車のほうも大変になりますし、その点での対策が全然とられていないというふうに思ひます。その点で、もう少し対策をきちんととるべきだと思ひます。

それから、2期工事で体育館の工事があつるわけですが、体育館の工事がやられている、終わる、そういう場合に、駐車場の工事にかかると思ひうんですが、体育館の工事をしている間、駐車場はどうなるのか、お答えください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 大きなイベント等での車両の出入りというのは、当然私どもも重要な課題であると思ひておりますので、そのあたりについても、どういった対策がふさわしいのかということ、現在、事業者等も交えながら話を進めているところでござひます。

それから、体育館の工事中の駐車場についてという御質問がありましたが、校舎ができた後について、メインアリーナ、サブアリーナと工事に入つていく中で、当然、駐車場の問題ということが出てまいります。

現在の体育館の下に駐車場があつるわけですが、その体育館の下の駐車場は、メインアリーナ、サブアリーナの工事中につきましてもそのまま使えるような形で、今、事業者と話を進めさせていただいているところで、使えるようにということで、こちら側は要望しているところでござひます。

もう一つ、これもまだ調整中ですが、30年度まで、今、小学校の水泳指導、現在のプールで行う予定になつているんですけども、そのプール、30年度に授業が終つた段階で、少しでも早目に駐車場として活用することができないかどうかということにつきましても、今、可能性を探っているところでござひます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、体育館の下というのは、体育館を全て壊してしまうわけではなくて、使えるようにということは、上だけ建てるということも、ちょっとよくわかりませんが、もうちょっとそのあたりを細かくといひますか、丁寧に説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 体育館、内藤議員も御存じかと思ひうんですが、現在の体育館、2階部分が体育館、アリーナとなつていまして、下の部分は駐車場となつております。その部分を指

して先ほど答弁させていただきました。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 2階をアリーナとして使っている、それを直すという間、体育館の下は、今、駐車場ですけれども、その駐車場が続けて使えるようにというお話でしたが、ちょっとそのあたりが、校舎を建てている間はそれはわかりますが、このアリーナを建てかえるという段階になったときに体育館の下を使えるようにというのは、ちょっと納得がいかないんですが、その点でもう少し説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 体育館につきましては、瞬間的にでもなくすわけにはいきませんので、新しい体育館ができた後に今の体育館を壊して、その下のところが駐車場になるということでございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 校舎を建てて、その後で体育館を、早く言うと南へ持って行って、それが済んでから壊すというお話だと思うんですが、それだけの場所があるんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 配置図がないので、なかなか御理解が難しい状況かもしれないんですが、まず、新校舎ができます、その北側の名鉄の線路側のほうにメインアリーナ、サブアリーナができます。ただ、その工事の段階では、現在ある体育館はそのまま残ります。で、当然、現在ある体育館の1階部分は現在も駐車場として使わせていただいていますし、メインアリーナ、サブアリーナの工事期間中も現在の体育館は残っているわけですので、1階部分を駐車場として使っていただくことが可能であるということを御説明しております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

そうしますと、でも、早く言うと、今度つくるアリーナがメインアリーナ、サブアリーナありますが、今の体育館の東べたにできる面積があるんでしょうか。面積が確保されているのかどうか、ちょっとそこをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現在の体育館の東側の部分につきましては、当然、校舎を壊した後で、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センターの建設が始まりますので、そのあたりまでは工事区間になってきてしまうというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 図面もありませんし、ちょっと納得がいかないところもありますが。

それと、説明会ですが、市民全体の説明会はないというような……

○議長（杉浦辰夫） 内藤議員、残りあと4分です。

○12番（内藤とし子） はい。お話がありましたが、説明会が、親御さんとか、それから幼稚園の方とか、やられたようですが、中央公民館のホール機能も機能移転すると言っているわけですから、きちんと説明会は開くべきだと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 説明会に関してですが、私ども教育委員会としましては、まず、保護者の皆様から新しい学校につきまして関心が非常に高いということもありまして、事業者が決定して、なるべく早い段階で説明会をやらせていただきたいという趣旨で、その説明会の席で、もう一回夜間にやってほしいという趣旨で、つい先日、開かせていただいた経緯はあります。

市民への説明ということでございますが、これも答弁で触れさせていただいているんですけども、3月にシンポジウムを開催させていただきまして、多くの方にも御出席いただきながら、高浜小学校等整備事業につきまして御説明をさせていただいているところでございます。

また、現在、各公民館とか、児童センターとか、サブアリーナとか、主に利用者を中心といたしまして、こういった形にするのが一番使い勝手がよくなるのかということを中心に、それぞれの施設ごとに、今、話し合いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 3月のシンポジウムは、皆さんが出した質問にはまともにお答えがなくて、参加してみえた方々が大分不満を言ってみえました。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 昨日の13番議員の質問で、覚書についてですが、移転場所、第1条で高浜分院を高浜市湯山町六丁目7番の1から10に移転するとなっておりますが、これは全部、市の土地になっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 御質問の7,615平米につきましては、一部市の土地でございますが、一部は民地でございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 何平米ぐらいが民地になっているのか、また、買い上げるとすると幾らぐらいになるのか、お示してください。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 平米数については、きょうは持ちあわせておりませんが、筆の数で言いますと4筆が民地でございます。買い上げた場合の単価につきましても、本日は持ちあわせておりませんので、御了解いただきたいと存じます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この1条の2で、「乙は移転用地を確保するものとする」となっていますが、これ、確保するということは買い上げるというふうに読み上げていいものなんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 現在、地主さんと用地交渉を進めておりますが、買収または賃貸借のいずれかの方法になると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど、4筆が民地だと言われましたが、これ、どれぐらいの広さなのか、今、ないと言われました。後でまたお示しいただきたいと思うんですが……

○議長（杉浦辰夫） 内藤議員、時間になります。

○12番（内藤とし子） はい。それと、8条のところで、「経営状況を勘案し、移転日後6年目を目途に甲が決定するものとする」となっていますが、これ6年目なんて、かなり時間がありますが、どうしてこういう覚書になっているんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 覚書の中で、5年間、建屋用地のところは無償貸与にするとか、その5年のところが、いろいろ1つあります。

今回、現用地の部分のところも同じ年数のところで、5年間の間で刈総さんのほうが「経営状況を勘案して考えさせていただきたい」という御要望がある中で、私どもはそれをお認めをしたということでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 13番議員の関連で、刈谷豊田総合病院の関係で災害協定を結ばれるかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 災害協定につきましては、今後、豊田会と協議をしていく中で締結する形ができればいいかなというように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） あくまで後方支援の形をつくるときに、どのように動いていただくかということになるのだらうと思います。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ぜひ、高浜市民のためにも、そういったことはしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 1番議員と8番議員の保育園の待機児童対策、子育て支援行政についてのところで、ちょっとお聞きしたいのですが、今後、こども園化して待機児童を減らしていくという方針はよくわかりましたが、今現在、兄弟でばらばらの園に通われているようなケースはございますでしょうか、把握していたら教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 現在、兄弟入園で、ばらばらで入園されているのは、市内の全ての園を対象に考えれば、家庭的保育も含めてございます。そういった方には、年度途中で転園の希望調査をしたりして、移動ができる園であれば移動していただくような配慮もしております。

○議長（杉浦辰夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） じゃ、細やかな対応をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月16日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時16分散会

---